

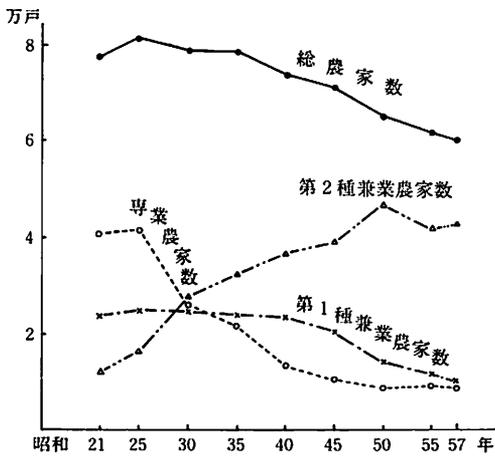
第5章 昭和時代（戦後）

昭和20年～昭和58年（1945～1983）

第1節 当時の農業事情

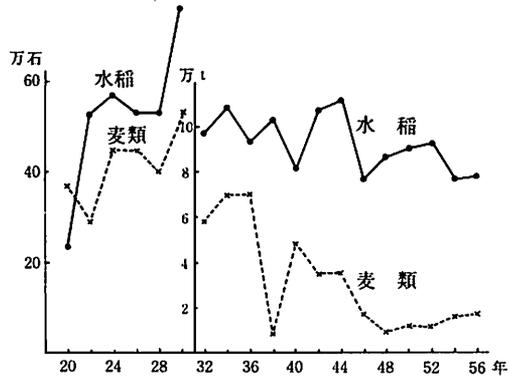
1. 概 括

徳島県の農家戸数は明治の中頃までは約9万戸であったが、明治の後期には8万戸程度となり、昭和15年頃までこの線で維持された。しかし戦争の激化に伴って減少し、戦後は外地からの引揚により再び増加したが、30年頃より減少し始め、57年には約6万戸になっている。



第1図 戦後の専・兼別農家戸数の動向

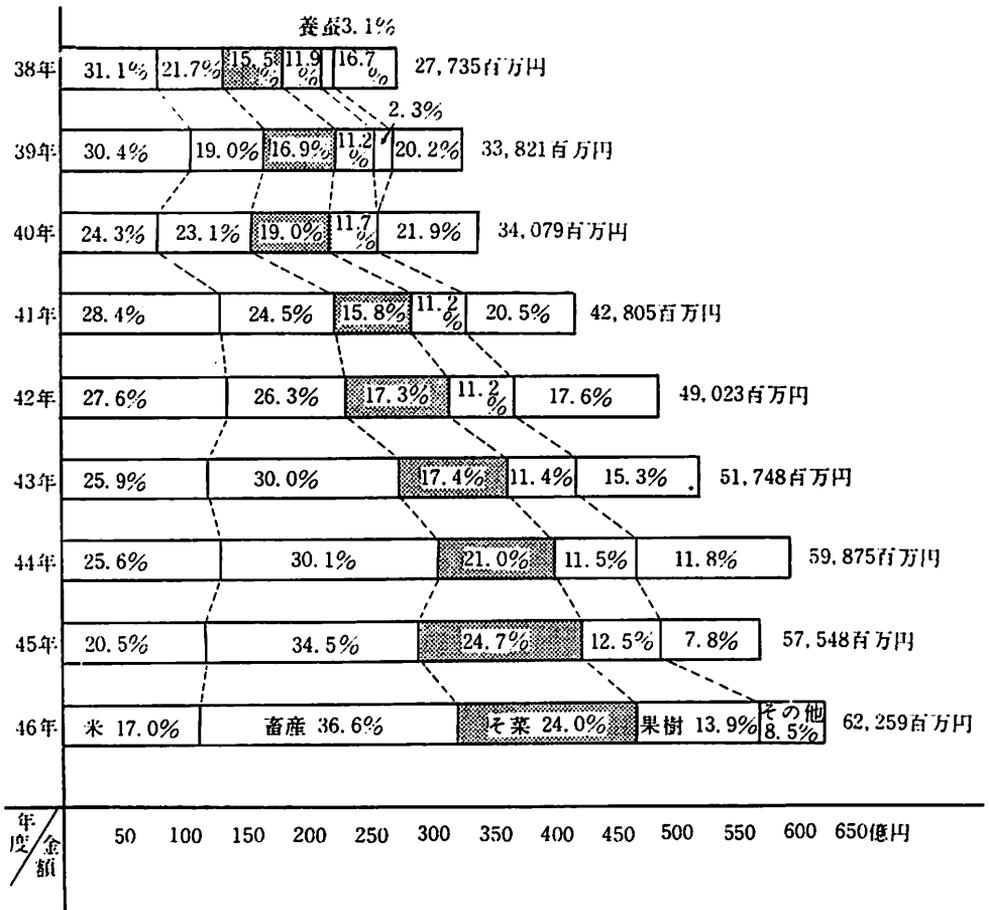
また、この農家の動きを専・兼業別にみると、昭和30年頃より第一種兼業農家は緩かに減少しているのに対し、専業農家が急速に減少し第二種兼業農家が増加しており、この傾向は50年頃まで継続している。このような現象は30年頃より始まった経済成長による都市化・工業化などに伴う農地の減少や他産業との所得較差によって農業からの労働力の流出が原因となっている。一方農業生産



第2図 戦後の水稻・麦類の生産量の動き

は終戦時に最低を記録したが、その後は徐々に回復し昭和26年頃にはほぼ戦前の水準にまで達した。また、その後は農産物の輸入の促進や昭和30年の米の大豊作によって食糧事情は好転し、食糧増産を第一目標とした農業も、他産業との均衡のとれた所得を目標に生産性の向上が要望されるようになった。とくに昭和36年の基本法農政以後は機械化などによる省力化が推進され、農業の生産性は著しく向上した。しかし、昭和40年当初に一時的に水稻の不作があり、徳島県でも米の一割増産が行われたこともあったが、42年以後豊作に転じ全国的にも過剰となった。このため44年有史以来の水田転作が開始され、栽培面積、生産量ともに減少している。一方麦類は低価格のため30年代中頃から急激に栽培面積は減少し、48年の石油ショック時には最低となった。しかし、その後の水田再編対策との関係で若干増加の傾向にあるが、30年当時と比較すれば著しく少ない。このような麦類

第1編 沿革



第3図 徳島県農業の年度別・部門別生産額割合 (徳島のやさい)

と対照的な動きを示しているのが畜産、野菜、果樹であり、基本法農政の生産の選択的拡大によって急激に伸張した。しかし、果樹類は本県の主流であった温州ミカンが生産過剰となり、47年以降暴

落し、低迷を続けている。また、畜産物、野菜類も過剰生産傾向であり、貿易自由化による輸入とも絡んで大きな問題となっている。このような生産過剰基調の一方で、生産の著しく少ない品目が

第1表 自由主義先進国の農産物の自給率比較 (1978)

(単位：%)

	イギリス	西ドイツ	フランス	オランダ	スイス	アメリカ	日本
穀物	77	90	170	30	39	162	33
食用穀物	74	106	197	63	53	218	69
飼料穀物	79	81	152	16	29	152	2
豆類	81	17	69	8	18	142	7
野菜	79	33	93	195	46	99	97
果実	23	41	72	35	62	95	81
牛乳・乳製品	83	106	110	195	110	93	86
肉類 (鯨肉を除く)	71	86	92	189	89	97	81
卵類	100	77	97	245	56	102	98

農業白書の徹底分析 (56年)

あり、全体として自給率の低いのが日本農業の特徴であり、大きな欠点である。このため、水田再編対策でも、麦類、大豆などによる水田の高度利用が推進されるようになっていく。

2. 戦後I期（昭和20年～30年）

(1) 概況

昭和20年の敗戦によって有史以来の荒廃と混乱を招き、食糧事情は最悪の状態となった。しかし、占領米軍からの食糧の緊急放出や食糧の総合供出制度による強権発動などによって危機は回避されるとともに、21年より徐々にではあるが農業生産も向上した。さらには米の増産とともに食糧の輸入も増加し、24米穀年度への持越米も1,000万石を越え、食糧事情は緩和された。このような食糧生産の増加には20年より始まった農地改革により、自作農としての生産意欲の向上が大きく影響し、また、昭和23年の農業改良助長法による農業改良普及事業によって生産技術の普及、指導の改善がはかられ生産増加に大きく貢献している。その後は食糧や生産資材事情も好転し、24年より各種作物や生産資材の統制が撤廃され、昭和26年には農業生産も戦前の水準を抜く状態にまで回復した。しかし、外地からの引揚げなどによる人口増加で食糧は不足し、輸入食糧に依存している状態で、昭和27年には食糧増産5か年計画も発表されている。この間、昭和25年には朝鮮動乱が勃発し、特需景気で日本経済は急速に伸び、26年のFAO、30年のガット加入などにより貿易は活発化し、国際収支も黒字に転じた。一方昭和27年には対米講和条約が発効するし、30年には米の大豊作もあって、食糧事情も安定化した。このように、この時期は戦後のどん底から立直り、一般経済面でも農業面でも戦前の水準を回復し、高度経済成長の基礎を確立した時期である。

(2) 食糧危機

戦時中からの労力不足や肥料などの生産資材の減少により食糧生産はしだいに減少し、終戦の昭和20年には最底となり、米の生産も戦前の70%ぐらいまで低下し、必要量の半程度となった。このためヤミ米などが横行し、米の供出も進まず、し

かも外地からの引揚げによる人口増加で食糧はひっばくし、学校に食糧休暇の出る状態で、大量の餓死者がでるのではないかと心配された。このため政府は供出未納に対する強権発動によって供出の促進をはかったが、供出目標は達成されず、昭和21年1月1日より遅配、欠配が始まり、社会状況は騒然となった。このため政府は米軍に対し食糧輸入を要請し、大量の食糧が緊急放出され、危機は回避された。しかも昭和21年には米が前年対比50%増産となり、22米穀年度からは配給量も1日1人当たり2合5勺に増加されたが、供出は進まず米軍による供出督励が行われた。昭和22年からは供出の事前割当制度が行われるようになり、その後も日本と米軍による厳しい供出督励で供出し目標の達成が行われるようになった。また輸入食糧も増加し、24米穀年度から配給量も1人1日2合7勺（385g）に増加され、食糧事情は緩和した

(3) 農地改革

戦後の食糧危機の中でGHQ（連合軍総司令部）は日本の民主化のためには、農村の封建性の打破が必要であるが、この障害になっているのが小作制度であるとの考え方に立ち、政府の農地改革を期待していた。政府もGHQの意を察し、地主の小作保有地の限度や小作料の金納を骨子とする政府案が議会に提出された。しかし、異論、非難が多く、審議が未了であると見られた時にGHQから農地解放の指令が出され、この法案が成立した（第1次農地改革）。

しかしGHQははじめ対日理事会はこの法律に不満でありさらに徹底した改革意見が出され、これらを参考にしたNRS（天然資源局）の意見を主体とした農地調整法改正法律案及び自作農創設特別措置法案が国会に提出され、第2次農地改革として21年11月から施行されることになった。

これによって徳島県では不在地主の貸付地全部、在村地主の小作地6反以上、自作地と小作地の合計が2町1反歩以上の地主は有償により、その超過部分の解放を強行し、小作人へ有償で譲渡した。しかも、この有償は時価の1/100程度であった。このため地主側からはかなり強い抵抗があり、農地の買収事務は難航したが、農地改革協議会、農地委員会の努力により買収は比較的順調に行われ、

第2表 終戦時と昭和24年3月1日との自、小作農地比較表

	総数	保有限度以上のもの	自作農	自・小作者	小・自作者	小作者	農なきもの	地非	戦時家
終戦時	83,276戸	2,644戸	32,470戸	16,376戸	13,501戸	15,588戸	36戸		2,661戸
全農家に 対する%	100	3.0	39	20	16	19			3
昭和24年3月	83,276	1,276	52,902	19,384	4,617	5,083	14		
全農家に 対する%	100	1.5	64	23	5.5	6			

(徳島県史 第6巻)

第4回買収(22年12月2日)で買収累計9,000町歩に達し、当初解放予定の約90%となった。これらの結果、終戦時39%であった自作農は24年には64%となっている。また小作料はすべて金納とし、小作料の最高限度を設け、田は収穫高の25%、畑は15%以下とした。このように農地改革は従来の農村の構造を根本的に変え、農村民主化の原動力となった。

(4) 普及事業の発足

戦後の農村民主化のために行われた諸施策のうち農地改革、農業団体の改組と並んで大きな役割を果たしたのは協同農業普及事業である。この事業は昭和23年7月15日農業改良助長法として国会で可決され、8月1日から実施になった。これによって徳島県でも23年9月に農業改良課が設置され、県下を25ブロックに分け役場、農協等を間借りして地区主任ほか1~2名を配置して発足したが、当時は普及員の資格試験も行われておらず、食糧増産指導員などを技術員服務心得として発令し活動していた。昭和24年にはじめて普及技術職員資格試験が行われ、新しい改良普及員と6名の専門技術員が任命された。昭和26年に1地区が追加となり、29年、農業改良普及事務所が県規則で正式に設置された。この事業の発足によって従来農業試験場が行っていた農家への技術指導は普及事業で対応するようになったが、発足当時は食糧不足時代であり、講習会や現場指導により、食糧増産に大きく貢献した。しかし、普及事業の目的は考える農民の養成であり、生産や生活改善についての単なる技術指導だけでなく、教育的であったことが従来の指導とは異っていた点である。

一方、試験研究機関は専門技術員を通じて普及

事業と密接に関係し、現場の問題を研究課題として反映し、また研究成果の伝達を行うなど相互に緊密な連けいがはかられている。

(5) 新技術の開発・普及

終戦後の食糧不足のどん底から26年には農業生産も戦前の水準を抜くまでに回復したのは、工業生産の回復に伴って肥料など生産資材の供給が十分行われるようになったことにもよるが、24~25年より新しい農業技術や生産資材が開発され、この普及によるところも大である。

まず昭和24年よりBHC、DDT、パラチオン、セレスン石灰などの新農薬が開発され、水稻の病虫害防除が極めて効果的になるとともに、戦前には全く見られなかった除草剤が開発され、第1弾として2,4-Dが登場し、除草剤として利用されるようになった。またティラー型の耕耘機も開発され、28年頃より普及もすすみ除草剤とともに省力農業の草分けとなった。また水稻栽培の新技術として昭和25年より保温折衷育苗代が普及し、東北地方などの低温地帯の早期育苗による早植えが可能になり、冷害回避に役立った。また本県の山間部でも活用され、効果をあげたが、西南暖地においてはこの早期育苗、早期移植はしだいに早期栽培として発展し、台風災害の回避の安定栽培法として普及した。

戦中・戦後の食糧不足時代にサツマイモが食糧不足を補った役割は非常に大きく栽培面積も多かったが、すでに昭和22年には電熱を利用した育苗法が普及しているし、25年にはキュアリング貯蔵法も開発されている。

塩化ビニールが農業用に利用されはじめたのが昭和26年である。現在の使用量は世界一であるが、

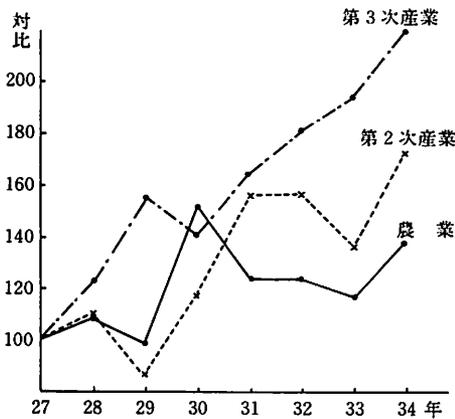
この時期には温床用の油障子に代って利用できるかどうかを検討されはじめ、逐次増加し30年代にトンネル栽培へと発展して行った。

また徳島県の代表野菜として戦後ようやく復興した阿波晩生ダイコンにモザイク病が大発生したのが昭和26年である。薬剤防除が困難なため、翌年から耐病性育種にとりかかり昭和30年に「阿波新晩生ダイコン」を育成し、この品種によって「阿波沢庵」の名声をばん回した。この品種は本県ばかりでなく沢庵用の代表品種として全国的にも使用された。

3. 戦後Ⅱ期（昭和31年～48年）

(1) 概況

昭和30年の大豊作によって、食糧事情は好転したが、経済発展に伴って他産業との所得較差が増大し、農家経済も農外所得に依存する傾向が強くなる。



第4図 県内産業別生産所得の成長率
(徳島県の農業 昭和36年)

なり、農業も単なる増産から生産性の向上による所得の増加が求められるようになった。これに対し昭和31年には今後の農山村のあり方として、それぞれの農山漁村の実状にあわせた適正規模や人口収容力等を考慮し、村全体として最も安定した経営の確立を農山漁民の創意と工夫によって、はかろうとする新農村建設事業が発足した。また36年には農林漁業基本問題調査会による答申もとづいて農業基本法が制定された。

この基本法は、発展する諸産業の中で農業を産業として、均衡を保ちながら発展させることを目

的とし、食生活の変化に対応し、消費の増加が見込まれる作物の規模拡大による生産性の向上と自立経営や協業経営をはかるための農業構造の改善が中心となっていた。

当時は池田内閣の高度経済成長施策による所得倍増計画が発表された翌年であり、経済成長による設備投資などで農地の減少、地価や労賃の高騰などで農業就業者は減少した。しかし、農業も生産物の高価格に支えられ、また省力機械の導入による規模拡大で、生産性は著しく向上した。ところが、昭和42年の米の大豊作により過剰生産となり、従来の米作中心の農政や価格政策の反省が行われ、44年には総合農政の一環として稲作転換対策実施基準が作成され、45年に、46年から50年までの生産調整と促進案が発表された。

以上のように、この時期は高度経済成長期時代であり、他産業との格差是正を目標に農業の生産性向上がはかられてきたが、すでに昭和40年代中期から地力の減退、連作障害、農業公害などの問題が発生しはじめ、また48年10月に発生した石油ショックにより、このような農業に対して反省が行われるようになった。

(2) 新農山漁村建設総合対策事業

食糧の確保を目的としてスタートした戦後の農業も食糧事情の好転によって、農業のあり方が問題となり、他産業との均衡を保ちながら発展させるためにはどのような展開が必要であるか、またこれに対応するための農山漁村はどうあるべきかが検討されるようになり、当時の河野農林大臣の構想に基づいて、昭和31年に発足したのがこの事業である。

この構想は、わが国のような零細農業では、個々の単位では限界があるので共同体として発展させることが望ましく、その大きさや、これを達成するための手段や方法については、それぞれの実情にあわせて関係者の自主性にまかせ、これを援助しようとするのがこの事業の主旨である。

事業の実施は一般助成と特別助成に分れ、一般助成は従来の個々の事業を相互に関連づけて行うものであり、土地改良や農地の集団化、灌排水事業などがこれにあたる。また特別助成は一般助成を補充して効果を高めようとするもので、共同作

業施設、共同集荷貯蔵施設、農事有線放送などがメニュー式に採用されるようになっていた。

徳島県でも昭和31年から37年まで70地域でこの計画を樹立・実施し、事業費は国の補助金2億4000万円を併せ6億3000万円となっている。

事業の内容は土地改良、灌排水、樹園地造成、農道、索道、開田開こん、農事有線放送、生活改善の共同施設、ビニールハウスの建設なども行われており、板野郡の共同ナシ園造成などもこの事業によって行われた。

総花的で、生産面よりも文化・生活面に片寄ったとも批判されるが、従来の生産面から近代社会における新しい農村像を求める発想であり、つぎの農業基本法にも受継がれて発展している。

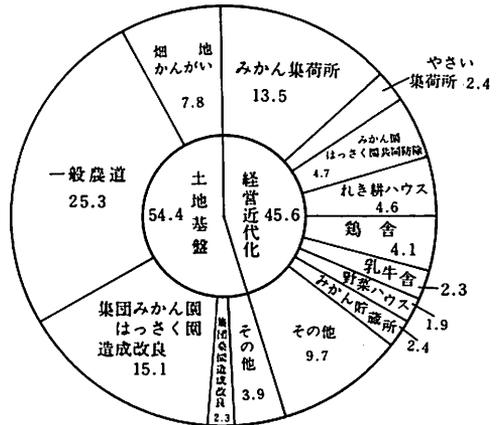
(3) 農業基本法の制定

昭和30年に入ってから農業のあり方が問題となり、従来の農政とは異った方向で新しい農業のあり方や今後の農村の姿を求めて、31年新農山漁村建設総合対策事業がスタートしたが、翌32年に発表された農業白書では、貿易自由化に対する農産物の国際競争力の弱さ、他産業に比較しての農業所得の低さ、農業の就業構造の弱少など当面する農業の問題が指摘され、政府としてはこのような農業の基本問題点に対して対策を検討するための調査会を34年に設置した。翌35年答申が出されたが、政府はこの答申によって今後の農政の方向づけを明確にするための農業基本法（仮称）を制定し、この推進に必要な措置を講ずることを公表した。この法案は昭和36年2月の国会に提出され、6月に通過、直ちに公布、施行されることになった。

この基本法の目指す目標は農業が他産業との所得均衡が保たれるような農業の生産性と農業者の地位向上であり、施策としては農業生産の選択的規模拡大による生産性の向上とこのための構造改善が柱となっている。

(4) 農業構造改善事業

この事業は昭和36年から計画され、37年度から10年計画で事業を実施し、46年度に完了したもので、第1次構造改善事業とも呼ばれている。この事業では基盤整備、経営の近代化施設などが実施



第5図 農業構造改善事業の事業別経費割合(%)
総事業費 1,806,296千円 (37~41年)
(構造改善事業の概要)

されているが、徳島県で最も多いのは一般農道の建設であり、ついで温州ミカンを中心とするミカン園の造成改良であった。また共同防除施設、集荷・貯蔵施設などミカンを基幹作物とするのが特徴であった。

しかし、昭和40年代になると農業基本法制定の当時とは社会・経済情勢も変り、主穀中心であった農業構造も畜産、果樹、野菜など生鮮食料が大きく伸びた反面、農家人口の他産業への流出や兼業化の促進、農地の価格高騰などで規模拡大が阻害されさらに農業所得を増大することが困難視されるようになり、これに対応して第2次構造改善対策事業が昭和44年から10年間の年次計画を行い、57年度完了予定で出発した。

しかし、48年度の石油ショック以後の経済・社会情勢の大きな変化に対し、53年度から新農業構造改善対策事業が実施されることになった。この第2次農業構造改善事業は従来の基盤整備事業や近代化施設以外に、農業経営整備事業が新しく設けられ、農用地の権利移動の促進、農用地保有の合理化促進等の外、46年度から転作作目の導入による稲作転換を組み入れる指導措置がとられたことなどが特徴である。徳島県でも昭和44年8月、この農業構造改善対策事業基本方針を出し、主たる作目別に改善の誘導方向を示すと同時に、生産及び流通の地域的組織化ならびに規模が大きく、生産

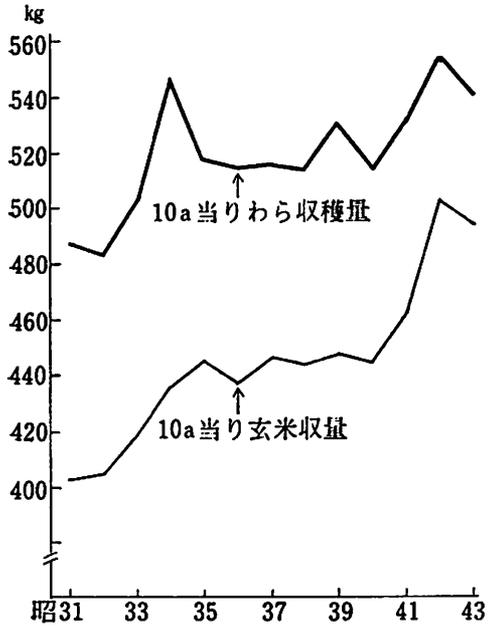
性の高い農業経営の類型を示して対応した。

(5) 選択的規模拡大と農業所得の向上

農業基本法の制定される前年の昭和35年，経済審議会から内閣総理大臣に答申された国民所得倍増計画では，今後農業人口は著しく減少し，所得の増大に伴う食生活の向上で，農業の生産構造が大きく異ってくることを報告されている。したがって農業基本法でもこのような社会・経済変動に対応して農産物の需要の見通しによる生産の選択的拡大と生産向上のための設備や技術向上などによって，農業所得の増大をはかることを大きな柱としている。

徳島県でも従来の農業は米麦などの比重の軽いのが特徴となっていたが，このような時代の変化や要請に対し，本県のおかれた立地条件からも京阪神への生鮮食料基地とすることを県の農業振興の基本方針として，昭和35年には園芸特産課を新設して野菜，果樹及び畜産の振興をはかった。この結果は第3図にも示した畜産と野菜の生産が急激に増加し，名実ともに生鮮食料基地としての基礎を確立した。

このような農業の生産は新しく開発された農業機械や新資材の利用によって著しく生産性を向上させた。当時，施設栽培なども省力化による規模拡大をはかるため施設の大型化，自動灌水施設，自動換気扇，自動温風暖房機の利用で著しく省力化し，一戸あたりの規模拡大がはかられた。一方本県は稲の栽培は少ないが，稲についても低位生



- 注：1) 昭和31年と32年は，1石=150kg, 1貫=3.75kgで換算した。
- 2) 玄米収量には，くず米その他は除外されている。
- 3) 27～30年産は全調査農家の数値は表示してあるが，全販売農家の数値は表示されず，統一を欠くため採用しなかった。

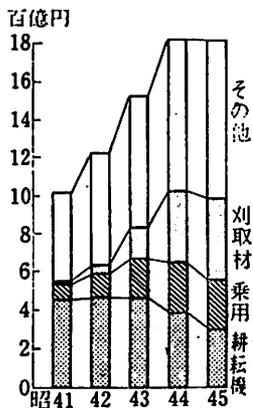
第7図 10a当り玄米の収穫量
戦後農業技術発達史(総括編)

産地帯への早期栽培の導入や大型耕耘機，収穫期などの導入で生産性が向上したが，44年遂に稲作転換が実施されることになった。

(6) 稲作転換

昭和42年の米の大豊作，続いて43年にも1,443万tの大豊作となり，生産面での過剰とともに米の消費量はしだいに減少の傾向となり，年間1人あたり100kgを割り，43年時点で年間消費は1,200万t程度となり，米の過剰は決定的となった。このため国では生産面で44年から新規開田の抑制や飼料作物，園芸作物への転換を促進するため稲作転換パイロット事業を実施した。

この事業は10aあたり2万円の奨励金を交付して行われ，1万haを目的としたが，結果的には5000haに止まった。徳島県では徳島市，鳴門市などの海岸低湿田の埋立てによるサツマイモダイコンへの転作，またはレンコンへの転作など野菜・飼



第6図 農業機械の機種別生産額の動き
戦後農業技術発達史(総括編)

料作物などを中心に524haの転作が実施され、北海道につぐ日本第2位の面積となった。45年度からは本格的な生産調整が行われ、45年度は100万t以上を目標に、46年からは単年度の米の需給バランスをはかることを基本に5か年計画で米の生産調整および稲作転換対策が実施されたが、徳島県では絶えず目標面積を上廻った。これは徳島県が米の生産調整を、本県農業の体質改善の時期であると受止め、一毛田の畑地化、集出荷施設の設置、栽培管理機の導入などによって生産の近代化をはかったためこれが定着化を促進する結果となった。

(7) 新技術の開発・普及

この時期には水稻の早期栽培が県南に普及し、台風災害を回避し、秋落田・低湿田の生産向上に大きく貢献するとともに稲作の省力化の面では除草や農業機械の開発・普及が急速に進んだ。除草剤では2,4-Dに続いて、MCP、PCP、NIP粒剤、DCPA剤などが開発され実用化した。農業機械面では小型のティラーが耕耘以外にも利用されることから急速に普及し、次第に大型化し、昭和30年代の後期頃から中型の乗用トラクタが導入され始めた。さらに40年代になると稲の乾燥機の普及とともにバインダーが導入され、45年以降には田植機や自脱型コンバインも普及し始めた。一方防除面でも農薬の粉剤化と散布器の開発によって効率化した。この方法は農薬の空中散布へと発展し、昭和37年、徳島県でも阿南市・徳島市ではじめて実施された。また動力の噴霧器の急激な普及に続いて、大型の走行式の動力噴霧器も共同防除用として導入されるようになった。

このようにして稲作の生産性は著しく向上し、昭和35年10aあたり152.5時間であった労働時間が48年には91.9時間となり、収量も359kgから398kgまで上昇し、稲作の生産性は著しく向上した。麦作については省力化を目指した多株穴播などの不整地播が除草剤の出現によって再登場し、機械の開発によって40年頃に普及を見た。一方麦の栽培面積は急激に減少し、48年には3,850haにまで低下したが、従来の裸麦、小麦に代ってビール麦が37年から導入され、麦作の主流となっている。またこの栽培法として全面全層播が45年頃より普及

し、栽培は著しく省力化された。

野菜関係では30年頃よりトンネル栽培としてスタートしたビニール栽培がしだいに大型化し、35年頃よりハウスの形態をとるようになってから急激に伸び、県南にはキュウリ、県北にはナス栽培が行われるようになった。その後、このハウスもしだいに大型化し、ハウス内にさらに被覆が行われたり、40年に入ってからは温風暖房機や地中加温機などが開発され、45年頃には全面的に導入され、冬期間を通じて収穫が行われるようになり、石油ショックのあった昭和48年には野菜類のハウス面積は300haとなっていた。またこの年には当時の新技術を結集した29,000㎡の集中管理方式のガラス温室が土成町に完成した。

しかし、このような施設栽培にも41年にはハウスキュウリに我が国で最初の緑斑モザイクウイルスが大発生したし、43年には大雪害により大部分のハウスが倒伏し、再起不能と心配されたが、よ



昭和43年の雪害によるビニールハウスの倒伏

く立直り、これらの試練を経て現在の施設栽培が維持されている。

この間土壌を使用しないれき耕栽培技術が開発され、昭和38年から構造改善事業としてもとりあげられ、41年に5ha余りとなり、全国一の栽培面積となったが、病害対策が十分でなかったことや肥培管理に予想以上の配慮や経費が必要であったため、4～5年で栽培が中止された。

この他施設栽培で急速に栽培が増加したのはイチゴである。昭和41年、はじめて大阪出荷が行われた時にはハウス栽培技術も確立されていなかったのに、42～43年の半促成につづいて46年には、促成栽培技術も確立され、48年には12億円を突破

し、大阪市場における早出し産地の地位を確保した。この間、開発したミツバチ利用の奇形果防止技術、促成品種に対する電照利用技術など全国的にも注目される技術開発が行われている。なお、このような施設栽培の発展に大きな効果をあげたのはホルモン剤の開発、利用であり、トマトトン、2,4-D、ナフタリン酢酸などトマト、ナス、カボチャの着果ホルモンとして広く利用された。

花き部門では石井町を中心に31年頃から永良部島から球根を導入したテッポウユリの早どり栽培が始まったが、一方海部郡では自生の青軸テッポウに着目して栽培を行った。この海部青軸テッポウユリは市場で好評を博し、急速に栽培面積も増加し、41年には40万本の切り花栽培も行われたが、ウイルス病の発生により、44年を最後に栽培を打切っている。ユリとともに生産が多かったのはチューリップであり、促成技術の確立によって36年頃すでに40～50万球の種球が利用されていた。しかもその後ビニールの使用に伴ってさらに増加し、45年には200万球が利用され冷蔵技術の進歩によって一昨年未出しも行われ、1～2月中心の出荷体制が確立されるようになった。また花きで最も生産額の多いキクは徳島市国府町を中心に露地電照栽培が行われていたが、30年代になって連作障害の発生などで面積も減少した。しかし、40年代になって徳島市八万町、板野郡藍住町、麻植郡鴨島町にハウス利用の電照抑制が始まり、43年頃海部郡でも夏キクの促成が導入され、46年度には8haにまで増加している。

このように各部門とも省力機械や資材の導入により規模拡大をはかり、農業も他産業と同様生産

性は向上したが、40年代よりこのような農業生産のひずみとも言うべき種々の問題が発生し始めた。40年の衆議院の委員会では有機水銀の残留毒性問題がとりあげられ、41年からは使用が激減し、43年には全く使用されなくなった。また44年には牛乳よりBHCが検出され、46年にはBHC、DDTの使用が全面禁止されるとともに同年より土壌残留性農薬としてディルドリン、アルドリン、作物残留性農薬としてエンドリン、砒酸鉛が指定されこれらを使用するばあいの遵守すべき基準が定められ、現実にドリ剤は使用できなくなった。また45年頃より畜産のふん尿などの農業公害なども発生し始めた。

4. 戦後Ⅲ期（昭和49年～現在）

(1) 概況

昭和48年10月に始まった中近東戦争による石油パニックで石油の売却価格は2年前の3倍となり、消費者物価は23.1%、卸売物価は34.1%の値上りを示し、トイレットペーパーなど生活必需品がパニック状態となった。また農業の生産資材も高騰し、加温期をひかえた施設栽培では、石油供給量の確保や価格上昇が不明のまま越冬したが、石油不足による低温管理で収量は低下し、価格の高騰と併せて所得は低下した。この石油ショックは結果的には石油の供給は続けられたが、高度経済成長下でエネルギー消費量の上昇した農業のあり方に反省が加えられ、省資源、省エネルギー農業が要請されるようになった。

第3表 水稻栽培におけるエネルギー利用の変遷と効率化

(10³kcal/ha) (宇田川 1976)

年	1950	1955	1960	1965	1970	1974
投入エネルギー	9,140	13,300	19,300	27,650	37,580	47,100
産出量(エネルギー)	11,600	14,800	15,900	15,900	17,300	17,700
産出/投入	1.27	1.11	0.82	0.58	0.46	0.38

水稻栽培では機械利用の増加によりエネルギー消費は増加し、産出エネルギーも増加しているが、エネルギーの効率面では低下している。しかし、この石油ショックに耐えてようやく不況からの脱出が見られるようになった昭和54年1月、イラン

革命によって第2次の石油ショックが発生し、再び石油製品の価格が高騰した。この時には第1次のようなパニック状態ではなく、国が中心となって消費の節減を呼びかけるとともに、農業面でも省エネルギー技術や施設の導入を推進した。

第4表 第2次石油危機時の石油類の価格変動

(単位：円/1)

	ガソリン	灯油	軽油	A重油	(参考)原油輸入価格		備考
					ドル/バレル	円/1	
54年 4月	100～105	33～35	57～65	34～38	15.4	20.4	原油輸入価格は11月時点
7	125～130	49～50	70～75	44～46	18.8	25.6	
9	135～140	60～65	85～90	55～60	22.1	30.6	
12	140～145	70～75	90～95	65～70	24.4	36.6	

(農林水産部調べ)

徳島県でも施設栽培で省エネルギー技術を指導するとともに、施設導入や技術開発のための試験研究を推進したが、石油の供給が回復し、価格も下落した現在でも省エネルギー技術として定着し、石油節減に効果を発揮している。

一方45年から始まった稲作転換は50年で終了し以後水田総合利用対策として51年、52年に実施され、53年度から水田利用再編対策として、53年から10年間実施されることになっているが、第1次のような稲作を減少することばかりでなく、長期的な展望に立って、水田を総合的に活用し、特に不足した農産物を生産することを狙っている。

また高度経済成長下において、選択的規模拡大で急成長した農業生産も農業公害、連作障害など各所に問題を発生していたが、すでに述べたように石油ショックを契機に反省が加えられるとともに、大部分の農産物が過剰基調にあるなどの農業情勢の変化に対応して「地域農政」「地域農業」などの言葉が使用されるようになった。したがって、昭和36年の農業基本法にもとづく農業構造改善事業も、このような農業情勢の変化に対応して53年度からは新農業構造改善事業として、地域農業の再編と活力ある農村地域社会を作ることを目標として土地基盤整備事業、農業近代化施設、集落の環境条件の改善等を実施している。

その外最近特に問題になっているのは、アメリカからの農産物の輸入自由化であり、ガットへの提訴という強硬姿勢を示している。現在わが国でも各種農産物は過剰傾向であるが、外国との価格差から経済界や消費者層にこれを望む声もある。しかし世界の農産物市場は長期的展望に立てば不安定な要因も多く、自給率の低下が問題になっている現状で、いかに農業を守り、維持させるかは当面の大きな課題である。

(2) 石油ショック

第1次石油ショックは冬期に向って暖房用燃料の確保見通しが明らかでなく、トイレットペーパーで代表されるような生活必需品の一時的な不足や価格の高騰による混乱が大きかった。農業面では加温の施設園芸の燃料やビニール、肥料などの価格上昇で生産費も高騰したが、その後のインフレによる生産物の価格上昇で石油ショックからの回復は早かった。しかしこれを機会にエネルギー消費の多い施設園芸では、作型、保温法などの省エネルギー技術の研究が開始された。このため54年の第2次石油ショック時にはこれらの結果が利用され、省エネルギーに大きく貢献した。

徳島県では54年冬作から加温施設省エネルギー技術指導書を作成して指導を行い、多層被覆による省エネルギー実証展示ほなどを小松島市、阿南市に設置した。また農試では地中熱交換方式の実用性試験を行い、この結果により55年度農林水産省の施設園芸省エネルギーモデル事業を国府町に設置したが、これと並行して県でも単独事業で省エネルギーモデル農業推進事業を実施した。これらの指導事業や施設の効果は現地に定着し、燃料節減に役立っている。しかし第2次石油ショック後は景気の低迷で生産物の価格が上昇せず、加温を主体とした施設園芸は減少の気配である。

(3) 水田利用再編対策

45年から始まった水田転換事業は50年で終了したが、47年頃から異常気象による世界的な不作や、世界各国の需要の増加によってアメリカの輸出規制が行われるなど、食糧危機感が出はじめ、食糧自給向上などが要望される中で、米の生産調整が疑問視された時期であった。このため51年からは50年の転作面積を維持しながら水田を総合的に利

用して、米以外の農産物の生産増強をはかることを目標に、水田総合利用対策の名称で2年間継続された。その後の大豊作や休耕田の復帰、消費量の減少によって在庫量が増大し、抜本的な対策が必要となり、53年より10年計画で水田利用再編対策として実施されることになった。しかし、この事業は長期的展望に立って米の生産を計画的に調整し、わが国の自給力向上の主力ともなる作物を中心に農業の再編成をはかることを目的としているため、すでに過剰傾向にある野菜などは極力抑制し、不足している大豆、飼料作物、麦等の転作が強力にすすめられている。

(4) 新技術の開発・普及

48年の石油ショックによって生産資材が高騰するとともに選択的規模拡大で生産のバランスを崩し、農業公害、連作障害などの問題を発生するとともに、生産物は過剰傾向で農業生産にも反省が加えられるようになった。稲作では45年からの稲作転換事業が終了し、水田利用総合対策事業に続いて、53年から水田再編対策事業がスタートし、水田の総合的利用がはかられるようになり、転作物として登場してきたのが大豆、飼料作物などである。56年に1,100haの栽培が行われるようになったが、単位あたり収量は低く、安定多収技術の検討が行われている。また転換作物として飼料稲の要望もあり、55年度より品種、栽培法、飼料効果などを検討している。このような水田転作が進む一方で稲作機械の田植機、バインダ、コンバインの普及で生産労力は10aあたり69.7時間まで軽減された。また55年度は戦後最大の冷害で本県でも不作となっている。

48年の石油ショックで最も打撃を受けたのは施設園芸関係であり、供給量、価格の見通しが得られず、過去の成績をもとに最低の温度管理で越冬したため品質・収量は低下しつつも生育は維持された。しかし、その後燃料の供給は回復したが、

石油類の安定的な供給見通しは得られず、これを契機に施設野菜のあり方が反省され、石油代替エネルギーの開発・利用法、保温資材の開発・利用法、作物の生態からみた温度管理法、耐低温性品種の検索及び育種などの研究が開始された。これら研究のうち、地中熱交換による加温法は急速に進み、54年度の第2次石油危機に際しては、国の補助事業にとりあげられ、現地に普及したことは前述のとおりである。

このような施設野菜に対して露地野菜では順調な伸びを見せているダイコン、サツマイモ、洋ニンジン、ハウレンソウなどは市場の要請を先どりした新しい品種の導入やマルチ、トンネルなどの簡易資材を利用して作期の拡大をはかっており、市場の要望はさらに高まっている。

花き部門では夏キクの促成で産地化した海部郡が電照・低温処理を利用した秋キクの抑制で品質の向上をはかり、面積の拡大をはかっている。さらに本県のシンビジウムは関西市場有数の産地として知られているが、55年度には栽培面積15ha、生産額6億円にまで伸びている。

病虫害防除面では施設内の省力散布として、44年に粉体の少量散布の試験を開始したが、50年にはフロースト農薬が開発され、55年より実用化した。また農薬残留や抵抗性の発現で病虫害防除のあり方が検討されるようになり、はじめて登場したのが性フェロモンであり、この実験展示事業が52～53年鳴門地方のハスモンヨトウを対象に行われ、今後の新しい防除法として注目された。新しい害虫の侵入としては、50年のオンシツコナジラミについて56年にはミナミキイロアザミウマが侵入し、57年以後全県下に広がり野菜類に大きな被害を与えており、防除技術の早急な確立が望まれている。続いて57年にはイネミズゾウムシも新しく侵入して東部海岸地帯に広がり、生態調査や防除法の検討が行われている。

第2節 組織・機構

第2次大戦中は試験場職員も多くは戦場に赴いた。そのため人手は不足し、加えて肥料、農薬な

どの農業生産資材も欠乏していた。こうした中で在場職員は食糧増産に励みながら圃場を維持管理するのが精一杯で、十分な研究ができる状態ではなかった。しかし出征中の場職員も終戦後は相次いで復員し、国内の産業も軍需から平和産業に切り替えられて、農業資材の生産も順調に行われるようになり、再び試験研究の体制が整ってきた。

稲・麦など主要食糧増産の研究は戦後久しくその中心をなしていたが、一方では野菜、果樹など園芸作物の振興も図られ、その技術開発のため、新しく試験地や原種圃が設置された。すなわち、昭和23年4月には柿、栗など落葉果樹の研究を対象とした大山果樹試験地がいち早く開設され、25年には阿波郡久勝町森沢にあった農民道場の施設、圃場を引き継いで久勝原種圃が設置された。さらに2年後の27年には県内有数の野菜生産地として伸びつつあった板野郡藍園村に藍園蔬菜試験地が設立され、同じ年に、3月末に廃止となった経営伝習農場のあとをうけて板東園芸試験地が開設された。

県南海部地方では温暖な気候を利用した油障子による促成栽培がビニールハウス栽培が始まる以前から盛んで、海部郡農業振興協議会ではその振興を図るために昭和26年に海部園芸研究所を設立してこれに対応していたが、その後ビニールハウス栽培が始まり、これが本格的に普及するにつれて、栽培技術上いろいろな問題点が生じ、当時の研究体制ではこれに応じられなくなったために、県では地元の強い要望に応じて昭和29年に前記園芸研究所の施設、圃場を承継ぎ、海部園芸試験地を新しく発足させた。同試験地は用地が借地であったこと、試験圃場が手狭になったために、43年3月現在地の海南町多良に移った。

県内の筍栽培は、戦後再び地域の特産物として栽培振興の気運が高まり、それに伴う早期収穫技術の開発など地元栽培農家の強い要請に応じて、県では昭和31年に全国でも数少ない筍栽培試験地を旧橘町福井に設立した。開設当初は筍栽培指導所と呼んで農業改良課の直轄であったが、間もなく農事試験場の所管となった。

一方、昭和13年に改築された本場の木造庁舎も老朽化が進み、戦前からの研究施設や圃場では、戦後急速に近代化が進んでいた農業に対応した試

験研究が困難となったために、昭和41年頃から改築問題が具体化し、43年から45年の3か年をかけて石井町に移転、改築が行われた。これによって従来分場、試験地で実施していた試験の多くは本場で実施できること、車社会の到来で交通事情もよくなり、必要があれば現地試験で対応できることなどを理由に、阿波原種農場（昭和44年）、富岡分場（同46年）、藍住分場（同46年）が相次いで廃止となった。

一方、部・科・係など本場における内部組織の変遷をみると、大正11年に種芸部、農芸化学部、菌虫部、園芸部、庶務係、会計係と改組（訓令第11号）されて以来、久しく改められた様子はなかった。しかし、戦後国の農業研究組織が総合化の方向に進んで、農業技術研究所と地域農業試験場の2本建となり、都道府県でも昭和24、25年頃からこれに準じて組織を改変するところが多く、名称も作物や耕種部門だけを対象とした農事から、より幅の広い農業の試験研究をめざして、農事試験場から農業試験場と改められた。本県においても昭和32年に徳島県農業試験場設置規則によって下記のように試験場規程の全面改正を行い、部を科、係制に改めると共に新しく経営科を設け、徳島県立農事試験場を徳島県農業試験場と改称した。

徳島県規則第3号

徳島県農業試験場設置規則を次のように定める。

昭和三十二年二月一日

徳島県知事 原 菊太郎

徳島県農業試験場設置規則

徳島県立農事試験場規程（大正十一年徳島県令第六号）の全部を改正する。

（設 置）

第一条 農業生産の増大および農業経営の合理化に必要な試験研究並びに調査等を行うため、徳島県農業試験場（以下「試験場」という）を徳島市鮎喰町二丁目十一番地に設置する。

（所掌事務）

第二条 試験場においては、次の事務をつかさどる。

- 一、農作物の品種の改良および栽培に関すること。
- 二、農作物の種苗の育成に関すること。

- 三. 土壌および肥料に関すること。
- 四. 農業経営の改善に関すること。
- 五. 農作物の病害虫に関すること。
- 六. 農業の機械化に関すること。
- 七. 農業技術者の養成に関すること。
- 八. その他農業の振興に関すること。

（組織）

第三条 試験場に、分場並びに次の係および科を置く。

- 庶務係
- 作物科
- 園芸科
- 農芸化学科
- 病虫科
- 経営科

2. 前項の分場の名称および位置は、次のとおりとする。

名称	位置
徳島県農業試験場 富岡分場	那賀郡富岡町大字領家字野神 三一五番地の一
徳島県農業試験場 池田分場	三好郡池田町字新山三六四九 番地の一

（職員）

第四条 試験場に、場長、係長、科長、分場長その他必要な職員を置く。

附 則

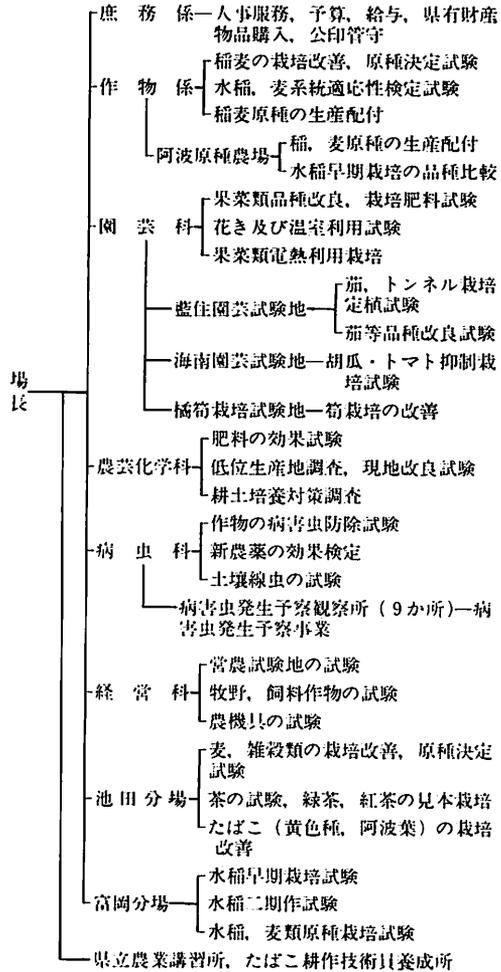
- 1. この規則は公布の日から施行する。
- 2. 徳島県立農事試験場米麦原種配布規則（昭和二十二年徳島県令第九号）は廃止する。
- 3. この規則施行の際、現に徳島県立農事試験場に場に勤務又は兼務する職員で別に辞令を發せられないものは、徳島県農業試験場に勤務又は兼務を命ぜられたものとする。
- 4. 徳島県立農業講習所設置規則（昭和二十四年徳島規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「徳島県立農事試験場」を「徳島県農業試験場」に改める。

- 5. 徳島県会計規則（昭和三十一年徳島規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一号および別表第四号本庁出納課の項中「徳島県立農事試験場」を「徳島県農業試験場」に改める。

昭和32年当時における組織および業務内容は下のとおりである。



昭和38年には、戦後目覚ましい発達と普及を遂げつつあった農業機械の研究に対応するために農業機械科を独立させ（規則第59号）併設されていた農業講習所は41年4月農業大学の開設に伴って廃止され、農業分校と特用作物分校がそれぞれ本場と池田分場に置かれた。昭和40年代に入ると、生活排水、工場排水、排ガス、農薬などによる農業環境の汚染、また農産物における農薬残留などが大きな社会問題となるに及んで、初めは工場からの排ガス、廃液などの公害を農芸化学科で、農薬残留の関係を病虫科で担当していたが、昭和50年には病虫科から1名、農芸化学科から2名を配置換えし環境科を新設（規則第27号）してこれら

に対応した。

昭和54年には原種、原々種生産の育種業務および栽培関係の研究業務を併せて行っていた作物科から原種、原々種の生産部門を切り離し、これに特産野菜の優良系統の選抜、育成の業務を加えて育種科を新設した（規則第28号）。

徳島県の花き生産は水田利用再編対策の関係などもあって急速に伸び、また県民の花の愛好者も急増してきたために昭和55年に従来園芸科の中でそれぞれ独立的に業務を行っていた花き部門を分離独立させ、野菜科と花き科を設置した（規則第38号）。

管理部門では、石井町への移転、改築に先立って昭和44年に管理科を新設し、これまで各科に配属されていた作業員の集中管理と雇用人夫の労務管理、一般圃場の管理などを行なった。翌45年には管理係と改称し、係長の職種は研究職から行政職にかわり、労務、圃場管理のほかに県農業大学校農業分校に係わる業務も担当した。そして47年には管理係と従来の庶務係を統括する総務課を新設した。

経済成長時代を迎え、国の行政改革に呼応して徳島県でも昭和55年7月に行政改善研究会が発足し、その答申を受けて、昭和49年藍住町から石井町に移転、以来農業試験場構内に在った農業機械化センターを統合して58年4月に機械研修係を置いた（規則第42号）。これによって研究部門のほかに、行政機関としての研修部門を併設することになり、名称も徳島県農業試験場から徳島県立農業試験場と改められた（条例16号）。

現在の組織、業務内容および職員は次のとおりである。

徳島県立農業試験場の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

昭和五十八年三月二十二日

徳島県知事 三木 申三

徳島県条例第十六号

徳島県立農業試験場の設置及び管理に関する条例

（設置）

第一条 農業技術の改善、農業経営の合理化等を図るために必要な試験研究を推進し、併せて農

業従事者等に対し農業の機械化を促進するための研修を行い、もって本県農業の振興に寄与するため、徳島県立農業試験場（以下「試験場」という）を名西郡石井町に設置する。

（研修を受けるための手続）

第二条 農業の機械化を促進するための研修を受けようとする農業従事者等は、知事の許可を受けなければならない。ただし、試験場の施設以外の場所において行う研修については、この限りでない。

（損害の賠償）

第三条 前条の許可を受けた者は、試験場の施設、農業用機械等をき損し、又は亡失したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事は当該き損又は亡失がやむを得ない理由によるものであると認めるときは、その賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

（規則への委任）

第四条 この条例に定めるもののほか、分場の設置及び試験場の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

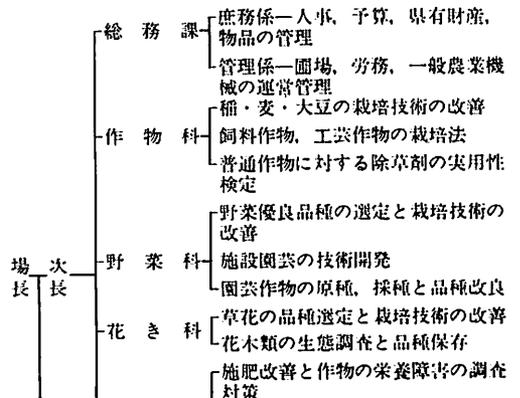
附 則

（施行期日）

1. この条例は、昭和五十八年四月一日から施行する。

（徳島県農業機械化センターの設置及び管理に関する条例の廃止）

2. 徳島県農業機械化センターの設置及び管理に関する条例（昭和四十年徳島県条例第二十六号）は廃止する。



第5章 昭和時代（戦後）

農芸化学科	施肥改善と作物の栄養障害の調査対策
	土壌保全および土壌改良
病虫科	有機資材の利用技術
	病害虫の発生生態と防除技術
	病害虫の発生子察
環境科	新殺菌、殺虫剤の実用性検定
	農業における大気、土壌、水質の汚染対策調査
	農薬安全確認調査
経営科	地帯別農業経営の改善
	地域農業開発に関する調査
農業機械科	作物栽培の機械化技術体系の確立
	農業機械の開発および改良
育種科	稲・麦、適応品種の育成と選定
	稲、麦の原々種および原種の生産と配布
機械研修係	農業機械の効率利用、安全な操作技術の研修
	農業機械の適切な導入の指導
	山間地野菜の栽培技術の確立と生産安定
池田分場	緑茶の栽培法と加工技術の改善
海南分場	東南暖地野菜の品種選定と栽培技術の確立
阿南筋試験地	孟宗筍の栽培法の改善

農業大学校農業分校、特用作物分校

第5表 職員（58年4月1日）

科分場	区分	事務吏員	技術吏員	その他	計	備考
場	長		1		1	
次	長		4*		4	
総務課		3	2	11	16	
庶務係		3		1	4	
管理係			2	10	12	
作物科			4		4	
野菜科			5		5	
花き科			2		2	
農芸化学科			5		5	
病虫科			5		5	
環境科			1		1	
経営科		3			3	
農業機械科			2		2	
育種科			2		2	
機械研修係			1**		1	
池田分場			3	1	4	
海南分場			2	1	3	
阿南筋試験地			1	1	2	
病害虫防除所			(9)		(9)	
計		3	43(9)	14	60(9)	

* 3名は環境科長、池田分場長兼務、機械研修担当
 ** 農業改良課本務 ()は外数である。

第3節 本場・分場・試験地の変遷

1. 本場

(1) 用地および施設

戦後石井町に移転するまでの25年間には昭和36年2月に隣接地との交換によって圃場94坪が増えたほかは圃場、用地などの大きな増減はなかった。

施設では次表にまとめたように、昭和23年にまず農産加工指導所の建物が構内に建築されたが、この建物は2年後に同指導所が蔵本町の農業総合指導所へ移転したあと園芸部の研究室になった。

当試験場の象徴ともなっていたガラス室は、戦時中敵機の空襲を恐れてガラスにタールを塗り、あるいはコモ、よしずを覆うなどしていたが、終戦後にはすでに老朽化して使い物にはならなかった。そこで昭和25年天皇陛下の巡幸を機に24坪と32坪のガラス室2棟が建てられ、主に花き用として利

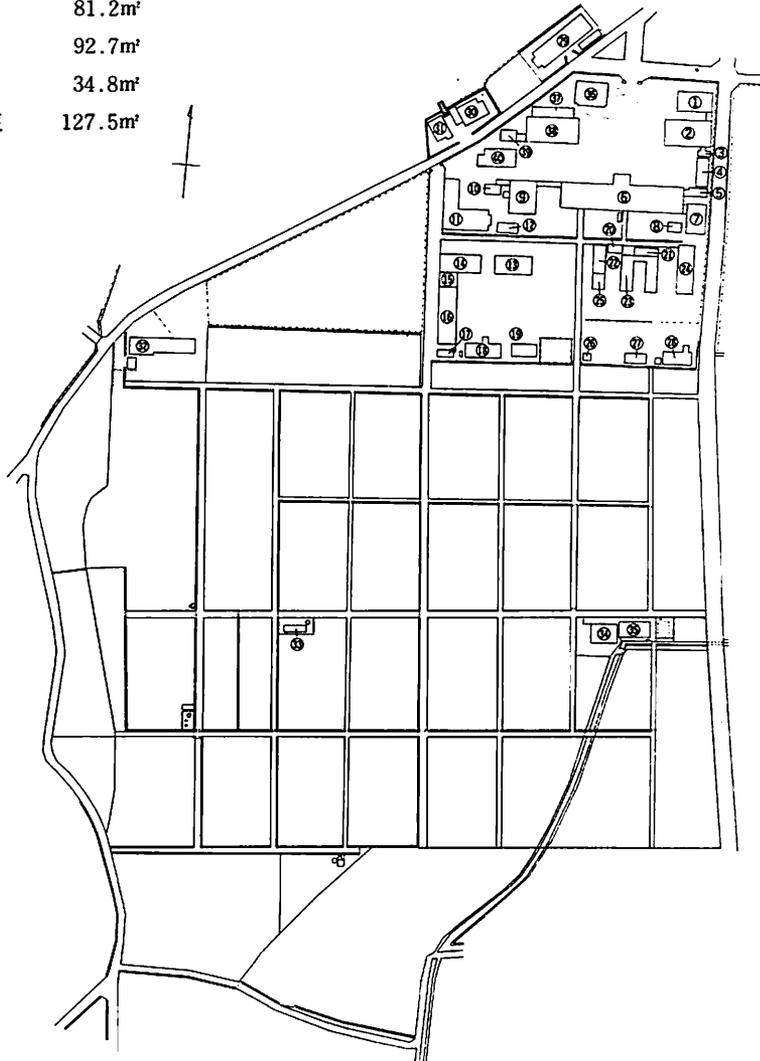
用された。また翌26年には網室併設のガラス室が果樹害虫の天敵増殖用として建てられている。20年代後半から30年代前半にかけてはこのガラス室をはじめ接種室、培養基室、5連恒温槽室など菌虫部（病虫科）関係の施設整備が目立っている。しかし、改築が検討されはじめた40年頃からは病虫科のガラス室の改築を最後に建物の新改築はなかった。

なお、戦後から移転までに試験場構内に建設された他機関の施設としては、前述の農産加工指導所（昭和23年）および肥料検査所（29年）と“みどりの家”（31年）があった。

石井町への移転、改築前における建物、施設、圃場の配置状況は次のとおりである。

第1編 沿革

① 肥料検査室	83.0㎡	①⑦ 燻蒸室	14.9㎡	②⑨ 農業講習所	155.4㎡
② 農芸化学科	149.0㎡	①⑧ 園芸科	72.9㎡	③⑩ 公舎	62.9㎡
③ 振盪室	11.6㎡	①⑨ 恒温室	41.4㎡	④⑪ 厩舎	41.4㎡
④ 倉庫	24.1㎡	②⑩ 接種室	14.4㎡	⑤⑫ 農業講習所寄宿舎	117.0㎡
⑤ 便所	19.9㎡	②⑪ ボイラー室	22.8㎡	⑥⑬ 揚水場	19.8㎡
⑥ 本館	533.4㎡	②⑫ ガラス室	45.0㎡	⑦⑭ 堆肥舎	85.1㎡
⑦ 病理実験室	69.6㎡	③ 〃	102.7㎡	⑧⑮ 〃	66.1㎡
⑧ 殺菌室	5.3㎡	④ 〃	94.4㎡	⑨⑯ 生活改善展示室	92.7㎡
⑨ 小使室・宿直室	107.6㎡	⑤ 網室	24.6㎡	⑩⑰ 自転車置場	39.7㎡
⑩ 倉庫	19.9㎡	⑥ 危険物貯蔵庫	6.1㎡	⑪⑱ 講堂	165.6㎡
⑪ 園芸作業室	182.2㎡	⑦ 倉庫	27.5㎡	⑫⑲ 便所	14.9㎡
⑫ 車庫	26.5㎡	⑧ 害虫飼育室	51.3㎡	⑬⑳ 作業室	97.8㎡
⑬ 作業室	81.2㎡				
⑭ 〃	92.7㎡				
⑮ 倉庫	34.8㎡				
⑯ 農機具研究室	127.5㎡				



第8図 本場建物園場配置図(昭和35年7月)

第5章 昭和時代（戦後）

第6表 戦後石井町移転までの間本場に新設または改築された主な建物、施設

年次	施設名	面積	所属	備考
23年	農産加工指導所	20.0坪	26年より園芸部	
24	農業講習所寄宿舎	40.0	農業講習所	
25	ガラス室	24.0	園芸部	天皇陛下巡幸記念
"	"	32.0	"	"
26	農業講習所教室	45.5	農業講習所	36年に構内西果樹園跡に移動
"	網室併設ガラス室	14.2	菌虫部	
27	培養基室	6.0	"	
28	接種室用建物	4.7	"	
30	農業講習所実験室	20.0	"	本館東端
33	作業舎	26.3	病虫・化学科共有	講堂西側
35	恒温槽用建物	12.5	病虫科	園芸部東側
36	農業講習所視聴覚教室	28.2	農業講習所	
38	農業機械研修館（二階建）	坪101.4	農業機械科	
"	小型半地下ガラス室	4.7	園芸科（花）	
39	ガラス室	24.0	園芸科（花）	改築
40	ガラス室	14.2	病虫科	"

① 石井町への移転、改築

いきさつと経過：昭和13年に徳島市鮎喰町に改築された農事試験場は、市の西端にあって中心部から遠く離れていたために昭和20年7月4日の徳島大空襲にもその難を免れた。しかしながら、建築から25年近くも経過すると木造の庁舎は老朽化し、当時25名ほどだった職員の数も2倍以上に増えて建物、圃場とも狭隘となり、さらに施設も古く貧弱で、高度経済成長の下で目覚ましい勢いで近代化しつつあった農業の試験研究に対応することが困難となっていた。そのため試験場内部では昭和36年から毎年会計監査の際などに改築、整備の意志表明を行うと共に、37年には農業試験場整備拡充計画を立て、本館および付属舎の改築、備品の整備などを検討していた。しかし建物の整備についてはその後も数年間予算要求をするまでには至らなかった。昭和41年農業改良課長に就任した住吉正巳課長は武市知事に農業試験場の現状を訴えて改築を進言した。さいわい当時は好況の時代で県の財政事情も比較的良好で、時の佐々木副知事（現秋田県知事）も意欲的で、農業試験場改築案は急速に具体化の方向に進展して行った。

当時鮎喰町に在った試験場は交通が便利で、水利もよく地味も肥沃であったため、職員の間では元の位置に建て替え、1階を駐車場とした4～5

階建てとする意見もあったが、圃場が狭隘で、大型機械を導入した実証試験などには一筆の面積が少なくとも30a、全体として10haが必要であり、現状ではそれが不可能とする意見が強く出されたため改築は新しい地を求めて行うこととなった。そして42年夏頃から、民家や障害物のない約13haのまとまった土地の選定が始まり、吉野川流域を中心に鴨島町大幸、知恵島、土成町御所、吉野町一条、五条、石井町高原、天神地区、同町石井地区などが候補地に上り、現地に赴いて調査を行った結果、石井町の2地区が有力候補地として残った。さらに土性、水利などの詳しい調査が行われた結果、天神地区は湧水地帯で浸冠水のおそれ大きいと判断されたため、土壌的にいくぶん難はあったが石井地区の原田、清成に白羽の矢が立てられた。原田、清成地区が選定された今一つの理由は、これが農業大学校と比較的近い距離に位置しているためでもあった。一方、地元石井町は古くから農業の盛んな土地柄で、特に野菜類の生産額は高く、吉野川流域では第1位の実績を誇っていた。こうした事情から農業立町は従来から町の基本方針であって、41年にはまず農業大学校が誘致された。町民の一部には住宅誘致を優先する声もあったようであるが町の方針は変わらず、42年5月に新しく就任した松岡町長は、最初の大き

な事業として試験場の誘致にとりくんだ。そして同年11月に町は用地に係わりのある土地所有者を対象に誘致賛否のアンケート調査を行った結果、これに対する大方の賛成が得られた。翌43年1月には県から同町に試験場移転の申し入れが行われたが、町では前述のようにすでに受け入れの下地ができてつづいたので事は順調に運んだ。このようにして地元住民および町の深い理解が得られて見通しがついたので、2月12日の県議会経済常任委員会で野尻農林水産部長が移転改築計画を公表して議会の承認を求めた。試験場設置に必要な用地の買収はその一切が町に任されたため、石井町では2月から4月にかけて高田一助役および企画開発課を中心に土地所有者との話し合い、接衝が精力的に行われた。そして同年7月には河野税務課長（現助役）が企画開発課長に転じ、同課員の西真田氏ら4名の課員と共に本格的な買収交渉が始まった。さきに述べたように住民のごく一部には住宅の誘致を叫んで強硬に反対を続ける者もあり、その説得に担当者の苦勞が集中したようであるが、町長以下担当者の積極的な努力と多数住民の理解によって同年末までに買収作業はほぼ終わった。

一方県では43年から3か年計画で改築整備計画を立て、同年9月補正予算に13.4haの用地買収費2億900万円を計上した。この時の議会で武市知事は「…農業経営の近代化に即した試験研究を行なう必要から、県農業試験場を年次計画により石井町の農業大学校構に移転改築のうえ、その充実を図るための初年度計費として13.4haの用地購入費等2億900万円をそれぞれ計上いたしました…」と説明している。

移転改築の方針が打ち出されたのを受けて農業試験場では43年4月5日に、農林水産部長、同副部長、農業改良課長、農業試験場担当者ら10名からなる移転推進事務局および試験場内部に移転推進委員会をつくることを検討した。その結果、推進事務局は実現しなかったが、推進委員会は鈴江場長を総括委員長として副委員長に佐々木次長および板東庶務係長があたり、つぎのような組織のもとに4月10日発足した。以後それぞれの分野については各委員会の委員が検討を重ね、その結果は科長会議に諮り更に検討が重ねられたが、総括

徳島県農業試験場移転推進委員会

1. 名称 徳島県農業試験場移転推進委員会と称する。
2. 目的 農業試験場の石井町移転事業を積極的に推進することを目的とする。
3. 組織 組織は次のとおりとする。

委員長 場 長
副委員長 次 長 庶務係長
委 員

- (1) 建物施設関係（本館、講堂）
矢野、永井、川人、藤井、酒井、松岡、高橋
- (2) 建物施設関係（附属建物施設）
阿部、真淵、烏羽、後藤田（基）、堀、山下、後藤田（栄）
- (3) 圃場整備関係（用排水路を含む）
桑野、以西、松岡、城島、高橋、村部、町田
- (4) 環境整備関係（美化、建物施設配置）
後藤、住友、佐竹、野口、後藤田（栄）
- (5) 用水整備関係（実験、飲料水を含む）
真淵、林、町田、川尻、堀、高橋
- (6) 備品図書関係
山本（勉）、真淵、出口、林、笠井、山本（英）、福西、城島
- (7) その他一般事務関係
後藤田（基）、武市

的な業務は佐々木次長を中心に、板東庶務係長と後藤田技師および改築業務遂行のため43年から45年までの3年間専任として配属された武市克雄主事がこれに携わった。また主管課の農業改良課では地元石井町出身の立石課長の下で、吉松課長補佐と江本庶務係長が用地買収に係わる石井町との接衝や財政課との予算接衝に当たった。

本館建築で当初問題になったのは研究室を各階大部屋制にすることで行政の職場はもとより研究機関でも一部これを取り入れている所があったため主管課でこの意見が強く打ち出された。しかし、研究機関の特殊性とこれを採用している他機関の実態、研究員の声などを見開いてこれに強く反対したため、強硬であったこの意見も下げられこれまでもどおり各科に研究室を置くことに決着した。

そして改築整備は次にかける目的と構想のもとに43年から45年の3か年の年次計画によって実施されることになった。

第5章 昭和時代（戦後）

建設整備の目的と構想

社会経済の進歩発展に即応した農業の新しい技術、経営の試験研究を行うために農業試験場の移転建設を行う

- 1 農業者の利用 農事相談室、大会議室の設置
- 2 主要作物に関する研究の強化 圃場面積の拡大、機械化ほ場、組立実験ほ場の設置
- 3 そ菜および飼料作物に関する研究の強化
- 4 効率的な研究施設の充実 実験室の完備と備品の整備
- 5 ほ場整備 用排水路（暗渠排水を含む）施設の完備、土地改良
- 6 環境整備

建設年次計画

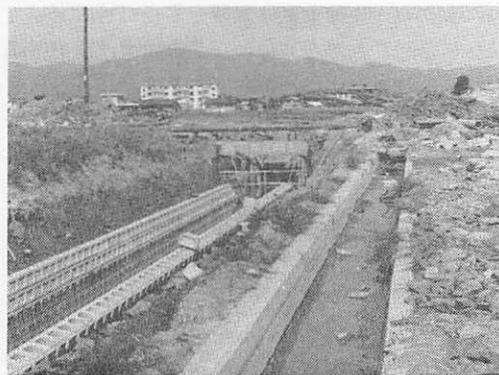
（単位 千円）

区 分	昭 和 43 年 度		昭 和 44 年 度		昭 和 45 年 度		会 計
	所 要 額	事 業 内 容	所 要 額	事 業 内 容	所 要 額	事 業 内 容	
用地買収費	205,970	移転用地買収等費					205,970
区画整備費			84,000	敷地造成圃場基盤整備	6,890	構内整備	90,890
建築費			30,100	現業舎等4棟	252,774	本館、付属建物等	282,874
用水整備費	2,760	麻名用水付替等	20,000	飲料、圃場用水施設			22,760
内部充実費					12,000	試験研究用貯用備品	12,000
事務費	270		2,150		700		3,120
計	209,000		136,250		272,364		617,614

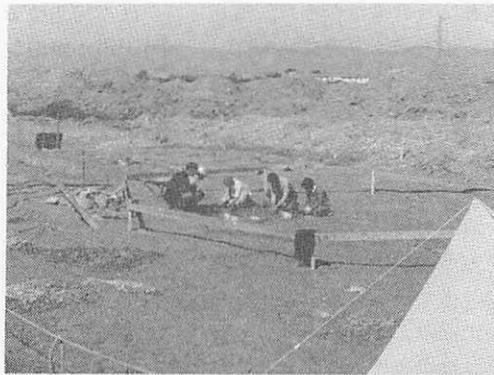
（注）議決予算額

第1年次の43年度の用地の買収が主で、前にも述べたように地元石井町および住民の協力によって44年2月には12.9haの用地買収が完了した。第2年度は敷地造成、圃場基盤整備、用水施設関係および作業舎など4棟の予算が認められ、建物敷地造成3.4ha、圃場基盤整備9.5ha、灌漑用水整備などが県耕地課、徳島農林事務所耕地課が中心となって事業が進められた。ところが8月になって

附属舎建設予定敷地内の排水工事現場で、高杯の脚、須恵器のカメ、ツボなど1,500～1,700年前のものと推定される弥生式土器約150点が見つかった。工事計画の一部手直しを迫られて作業が遅延し、当年度に予定していた作業舎などはすべて次年度に繰り越しとなるハプニングがあった。この清成遺跡は土を埋めもどし現在花木見本園およびポット試験圃として保存されている。最終年次の



排水溝の整備



遺跡の発掘調査



建設中の本館

45年度には繰越しの作業舎をはじめ付属舎、本館建築および構内の整備が行われ、園芸作業舎、合同作業舎、機械作業舎などは7月18日から工事が始まり、11月末に完成した。8月下旬にはでき上る筈であった本館の図面がかなり遅れたためその入札は9月末になった。落札したのは本館建築工事：姫野組（1億5,900万円）、電気工事：山田電建（株）（3,625万円）、管工事：城南水道工業（1,805万円）、空調工事：東和工業（株）（2,730万円）であった。なお設計は川島建築設計研究所が請負った。

着工が10月にずれ込んで遅れていた本館建設工事もその後は急ピッチに進み、46年3月15日にはコンクリート打ちも完了し、5月30日に竣工した。

上記のように43年度から石井町に進めてきた農業試験場の建設整備事業は46年5月30日をもって完了した。しかし構内は整備が不十分で建物周辺

は雨でぬかるみ、通路は砂利道が多く、前庭は赤土むき出しの有様であった。そこで同年9月の補正予算で路面舗装、庭の芝張り、庭木の補植、側溝工事など整備事業費を要求して1,200万円が認められ、新しい試験場の面目が整った。

移転：圃場の整備は44年に完了したので、試験圃場としてなるべく早く使用できるように管理係が中心となって、45年度の夏作から水稻の均一栽培を始めた。そして10月には施設野菜栽培のために園芸科が、11月には麦の原種栽培のため作物科の一部職員が駐在するようになり、46年3月には水稻早期栽培も始まった。

5月末には本館が竣工したので、6月に入ると実験器具、書籍、書類の整理など移転に向けて本格的な準備が開始された。そして移転に関する最終的な打ち合わせが6月19日に開かれ、翌週の21日から病虫科を皮切りに移転が開始された。輸送には林業試験場のトラックも借り、また発生予察の検診車なども動員し、当日は地区予察員の応援も得て実験器具、書籍などを運搬した。古い木造の机、椅子など廃棄処分する物はすべて講堂に運び込み、実験台や大型実験機器、庁用備品などの運搬は業者の手に委ねられた。梅雨期間中にも拘らずほとんど雨もなかったため移転は順調に進み、一部圃場関係の用具を残して26日には庁内の運搬すべきすべてのものの移転が完了した。その日水道、電気が切られ、廃屋同然となった鮎喰町の試験場は、農商務省から県に移管されて以来68年と3か月の幕をここに閉じた。そして7月1日から新しい試験場での業務が開始された。

落成式と農業祭：落成式は46年10月6日午前10時30分から、本館前庭に天幕を張った特設会場で盛大に挙行された。式には、武市知事、藤川県議会議長、地元選出の阿部、森本県議会議員、松岡石井町長をはじめ関係市町村長、県農業関係機関長、農業団体代表、用地提供者ら約300名が出席した。武市知事の式辞および松岡協賛会長のあいさつに続いて、平賀建築課長が用地造成事業を含む工事経過を報告、建設に功労のあった川島設計研究所、姫野組、城南水道工業、山田電建（株）および東和工業（株）の5業者に感謝状が贈呈された。このあと本館入口に張られた紅白のテープが知事、県議会議長、農業祭協賛会代表によってカ

ットされ、内部施設が開放展示されると共に農業祭の幕が切って落とされた。

式 辞

「本日、徳島県農業試験場の落成式を挙行いたしましたところ、皆様方には、何かと、お忙しい中を、多数ご臨席を賜わり、まことにありがとうございます。

厚くお礼を申し上げます。

ご承知のとおり、わが国農業は、昭和三十六年の農業基本法の制定に伴う、いわゆる基本法農政の展開により、農業の生産性や、農業所得なども逐次向上してまいり、農業発展に多大の成果を治めてまいったわけであります。

しかしながら、最近のめざましい経済成長は、農業の適応の遅れを次第に大きくし、今日わが国農業が当面している問題は、米の生産調整を頂点として、自由化問題、あるいは流通問題、さらには畜産、農薬などによる公害問題など、多面にわたっており、経済成長に対する農業の構造的適応という、基本的な課題の遂行を、これらのきびしい環境条件のもとで、行なわれなければならないというきわめて困難な立場に立たされている状況であります。

県といたしましても、これらの事態に対処して、国の農業政策に注目しつつ、農業と他産業の経済的、社会的格差の是正を図り、新しい農村社会を確立するために、本県の地域的特性を生かした。大型生鮮食糧品供給基地建設構想を中心に、農業構造改善事業、あるいは農業生産基盤の整備開発など、各種の施策を積極的に進めているところでございますが、なんと申しましても、農業従事者に密着した技術の研究、開発指導は、近代農業を支える基本となるものであります。

ご承知のように、本県の農業試験場は、明治三十六年に鮎喰町に、創設されて以来という非常に古い歴史をもっており、農家の方々になじみ深く大変親しまれてまいったところでありますが、その圃場の狭隘と、建物の老朽、あるいは試験研究施設の不備などは、時代を先取りする農業を推進するための技術研究、開発指導の拠点としての能力を十二分に発揮することができないところまで、立ち至ってまいったのであります。

私は、このような事態を一擧に解消し、急速に進んでおります農業技術の革新、農家のより良き指導機関、研究機関としての十二分な態様を整えるべく、石井町ご当局はじめ関係各位の御協力のもと、三ヶ年計画で総工費六億三千万円をもって建設を進めてまいったところでございます。

幸い、このたび皆様方の並々ならぬ、ご尽力を得まして、格好の場所に本場が見事に完成いたしました訳でございまして、ここにあらためて厚くお礼を申し上げます次第であります。

ご覧のように、この新しい試験場は、旧試験場の約二・二倍に及ぶ十三ヘクタールの敷地を有し、近代的な鉄筋三階建の本館をはじめ、温度調整調節装置付昆虫飼育室や、人工気象室などを配した、名実ともに本県農業技術開発の拠点にふさわしいものとなっております。

今後は、このように立派に出来上りました当施設を十二分に活用し、農家の皆様方の要求により密着した技術開発を積極的におしすすめたいと存じておりますので、農業関係団体の皆様方はじめ農家の方々におかれましても、お気軽にご来場願ひ積極的に当施設をご利用賜わり、農業の近代化と技術の開発に大いに役立てていただきたいと存じております。

なお本日から三日間にわたり、豊かな農業への創造をテーマに、当场落成式記念の農業祭を、関係各位のご協力により開催いたしておりますので、ご参観願ひ、農業経営の参考にしていただければ幸いと存じております。

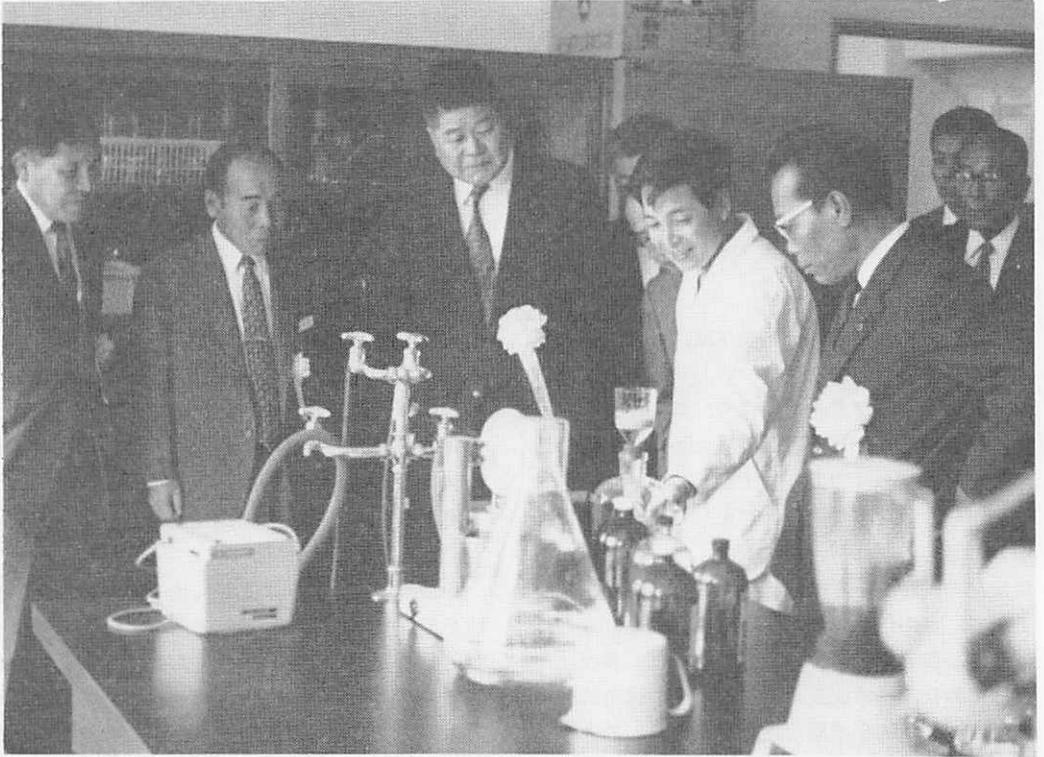
最後になりましたが、関係各位の益々のご健勝と、当地域のご発展を心から祈念いたしまして、ごあいさついたします。

本日は、誠に有難うございました。

昭和四十六年十月六日

徳島県知事 武市 恭信

農業試験場の新築落成を記念して、県と協賛会による農業祭は6日から3日間農業試験場と経済連畜産センターで開かれた。地域開発と主産地形成、生産と生活の調和、農業経営と技術革新の方向を柱に「豊かな農業への創造」をテーマにしたもので、各会場には実物、模型、写真、パネルなどが展示され、また経営技術、金融、生活、住宅の相談所も開設され、農場では農業機械の実演競



新しい実験施設の説明を受ける知事ら一行

技も行われた。

展示場には農業振興展として新しい農村計画、阿讃山系開発構想農村環境整備、米の流通など当時県農業が直面していた多くのテーマが取り上げられ、経済技術展では作物展、園芸特作展、養蚕展、畜産展、林産展、水産展が、生活展では生活改善展、食品加工展がわかりやすく展示された。一方農業機械や農薬、肥料、生活資材展、農業電化展なども協賛展として開かれた。また、技術相談所では簡単な土壌診断などのサービスも行われた。

案じられた天気も回復し、ことに7、8日は秋晴れに恵まれ、会場内には即売所やバザーも特設されて植木、観葉植物、農業図書、農水産加工品、畜産加工品などが即売され人気を呼んだ。また期間中には農山漁村グループ実績発表会、NHK青年の主張県子選のほか県警音楽隊の行進演奏や阿波おどり、ミス農業祭表彰式、郷土芸能大会、映画会、抽選会などかずかずの催し、アトラクションがこれに花を添え、なかでも参観者に対する記念抽選会は、特賞として水稻肥料1年分が当たるとあつ

て、抽選会場は連日人垣に囲まれる賑わいであった。

② 移転その後

石井町へ移転してから今日までの12年間には、露地野菜技術研修施設(150.0㎡、49年)が建っただけである。なお、屋外資材置場(160.0㎡)は56年に管理係職員の手によって造られたものである。

試験場構内に建設された他の機関としては、昭和49年に農業機械化センターが藍住町から移転、本館、格納庫、整備舎、運転練習コースなどを設けた。

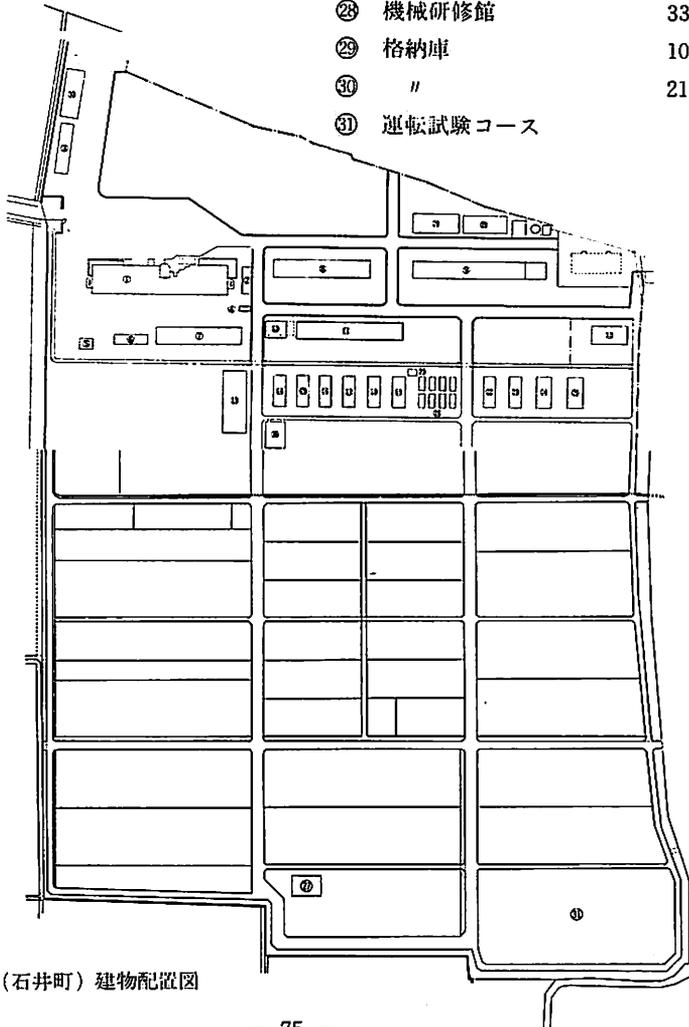
現在の建物、圃場および本館内部各室の配置図は次のとおりである。

③ 移転後における圃場の整備、土壌改良など

移転した石井町原田、清成地区は、水稻、麦作を中心とした水田地帯で、土壌は埴土に近い埴壤土であった。そのため移転に伴う基盤整備の際に、畑作圃場に対しては表土として、吉野川沖積土壌(砂壤土)を約50cm入れて造成を行った。しかし、土壌は大型機械の重圧による床締めもあってなお

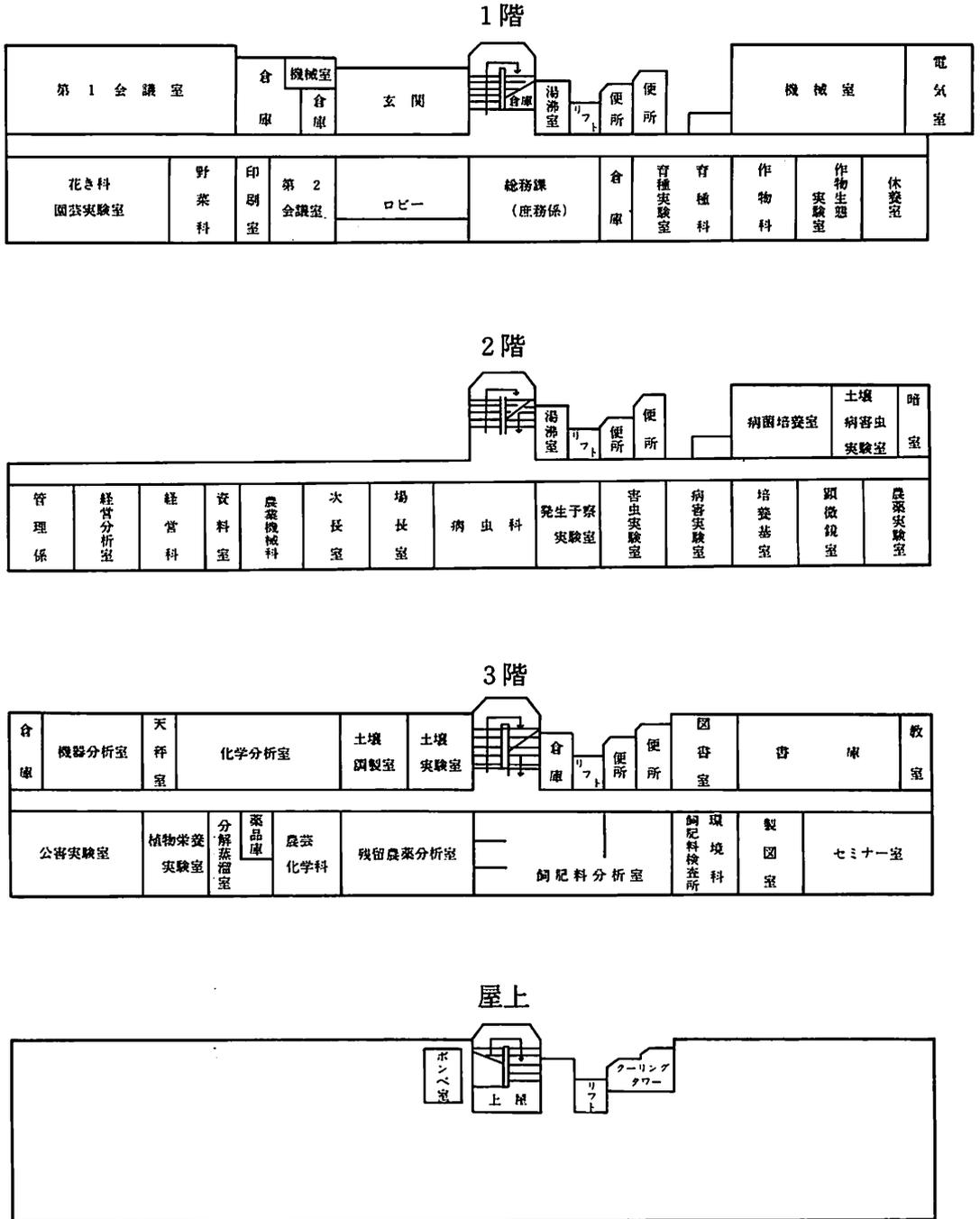
第5章 昭和時代（戦後）

① 本館	2932.5㎡	⑭ ガラス室	96.0㎡
② 自転車置場	54.0㎡	⑮ "	"
③ 車庫	137.5㎡	⑯ "	"
④ L P G保管室	13.1㎡	⑰ "	"
⑤ ガス処理試験室	30.0㎡	⑱ "	"
⑥ 冷蔵室・人工気象室	89.3㎡	⑲ "	"
⑦ 園芸作業舎	438.2㎡	㉑ ホイラー室	24.7㎡
⑧ 総合付属舎	463.7㎡	㉒ 小ガラス室(8棟)	159.0㎡
⑨ 農業機械実験室	526.3㎡	㉓ ガラス室	96㎡
⑩ 病菌接種室・昆虫飼育室	89.3㎡	㉔ 網室	96.9㎡
⑪ 合同作業舎	501.4㎡	㉕ ガラス室・網室	128.1㎡
⑫ 堆肥舎	165.6㎡	㉖ 網室	128.1㎡
⑬ 大型ガラス室	416.0㎡	㉗ 露地野菜研修施設	150.0㎡
		㉘ 堆肥舎	165.6㎡
		㉙ 機械研修館	335.0㎡
		㉚ 格納庫	100㎡
		㉛ "	216㎡
		㉜ 運転試験コース	



第9図 本場（石井町）建物配置図

第1編 沿革



第10図 本場各階平面図

透水性、通気性などの物理性が悪く、水稻の生育むらをはじめ麦、野菜、花きなどの湿害、旱害による障害が現われ、試験に支障を来たすことが多かった。そのため、移転後から現在まで諸種の土壌改良や排水対策を実施してきた。

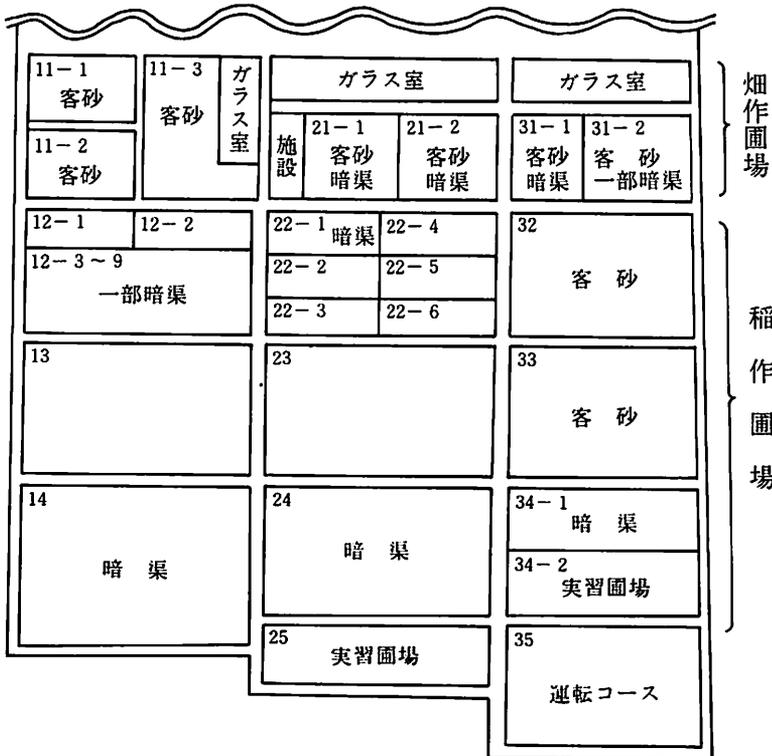
土壌改良の主体は客砂であって、昭和47年には吉野川河口の海砂を図に示した畑作圃場（120 a）および水田圃場（95 a）に7～10cmの量を入れ土壌に混合した。しかし、海砂で塩分（0.4～0.5%）を含んでいたため、湛水、耕うん、落水を7～10回繰り返して除塩を行っても、なお土100gあたり80～150mgの塩化ナトリウムが残存し、客砂して1～2年の間は作物に塩害を生じた圃場がかなり見受けられる有様であった。また客土によって土壌の粘性はやや軽減したものの乾燥すると硬化し、大雨では細砂が分離して畦溝を流出するなどの欠陥も生じ、これを改良するために年々有機質肥料を多投し、近年ようやくその成果がみられるようになった。

こうした土壌改良の一方、排水対策も畑作圃場では必須であった。そこで、昭和48～50年には圃場No21-1（20 a）でパワーショベルで深さ75cm、幅35cmの溝を掘り粗朶、梨剪枝を30cmの厚さに入れ、表土を戻す暗渠を2.5m間隔に作った。また50～52年にかけては、No31-1（9 a）で深さ45cm、幅15cmの溝を75cm間隔に掘って、その中に樹皮を35cmの厚さに投入、これと直交する暗渠幹線にはエアネットパイプを埋めた。さらに昭和58年には圃場No21-2のうちの16 aに対し、1.5m間隔、50cmの深さにシードパイプを入れた暗渠と25cmの深耕により排水対策を講じた。このほか靱がら、樹皮、チップカス、竹、雑木、礫などを用いた暗渠施工で排水を図り、現在畑作圃場では51 a（圃場No21,31-1）、水田圃場（一部畑作に利用）では143 a（No.14, 22-1, 24, 34-1）について実施し、一部を残しほぼ満足な実験が行なえるようになった。

なお、基盤整備の後にも土壌中には有機物含量が非常に少なく、特に畑作圃場では全炭素0.5～0.7%、全窒素0.5～0.07%で、前述した土壌物理性の改善と併せて有機物の施用が急務であったが、稲わら堆肥、おが屑堆肥、靱がら、甘草粕、山草の投入、緑肥作物の栽培によって有機物含量は増加した。

(2) 大型備品

第二次大戦中における軍需産業は終戦と共に平和産業へ切り替わり、あらゆる面で目覚ましい進歩を遂げた科学技術は、試験研究の上にも大きな恩恵を与えた。すなわちオートバイ、自動車など機動力の整備は現地試験や



第11図 圃場の見取図と対策状況
注) 客砂は砂を客砂、暗渠は暗渠排水を施工した圃場である。



クロス暗渠を行なった畑作圃場

現地調査の速度と能率を向上させ、農業機械の導入は労働力の軽減と一般的な圃場作業の効率化に役立ち、分析機器、電算機など実験機器の発達は実験やデータ整理の能率化、精度の向上などに大きく貢献した。

オートバイおよび自動車：農業試験場に初めて自動車（小型ダットサントラック）が購入されたのは昭和24年のことで、主に野菜など生産物の出荷を目的としたものであった。この自動車は試験場唯一の機動力として28年頃まで活躍した。32年には国補の施肥改善事業でジープが入り、現地試験や現地調査に40年頃まで愛用された。ただ当時は四輪免許を取得した職員はごく少なく、自動車自体もそれほど普及してはいなかったため、自動車よりオートバイの購入を要望する声が強くなり、現地試験や調査にでかける機会の多い病虫科や経営科などでその声が強かった。そこで、36年から38年の3か年にかけて出先機関の発生予察観察所の機動力整備（国補）をきっかけに、本場でも病虫科、経営科などにセルベット80、ホンダベンリー114、ホンダカブ90など4台が38、39両年にかけて購入された。しかし、37、38年頃から軽四輪車（藍住分場、富岡分場）、軽三輪車（本場、池田分場）、普通自動車（本場）が整備されるようになって免許所有者も急増し、オートバイは43年に筈試験地に購入したヤマハ90を最後に、四輪自動車にとって代わった。この間に購入したオートバイは観察所の6台を含めて11台であった。昭和40年代に入ってから普通自動車やトラックの増車、更新も多く、41年には県植物防疫協会から中古車

の寄贈があり、新農薬現地試験の足として活用された。

また特殊なものとしては42年に発生予察事業の県予察員調査機動力増強費として、冷蔵庫、ガスボンベ等を装備した検診車が導入された。そして昭和24年に購入した小型ダットサンにはじまって、現在（58年7月）までに購入、貸与、寄贈、保管転換などによって整備された自動車の台数は、分場、試験地を含めて軽三輪車2台、軽四輪車（主にトラック）10台、普通四輪ライトバン10台、乗用車3台（うち2台は貸与車）、普通四輪トラック4台、ダンプ、ジープ、検診車各1台の合計32台となっている。このうち現有車は小型乗用車1台（貸与車）、普通四輪ライトバン5台、普通四輪トラック2台、ダンプトラック1台の13台である。

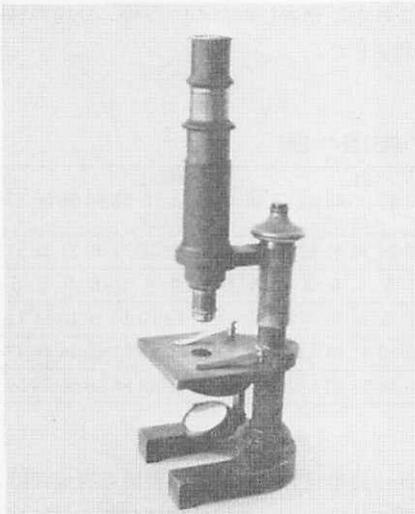
農業機械：耕うん機は戦前からのもの（スピー）が1台あり、戦後も修理を加えながらしばらく使用されたがエンジンの馬力が弱く、クランク型で振動も大きかったため、余り実用にはならなかった。24年になってロータリー型の自動耕うん機が購入され、農繁期には本場ばかりでなく富岡分場へも運んで大いに活用された。同分場では本場と競合して使用期間が1～2日に限定されたため、夜間も電灯をつけて耕うんする有様であったが、疲労の大きい農繁期の安眠妨害とあって、翌朝は付近の農家から苦情が相次ぎ、徹夜作業はこの一晩で取り止めになった。昭和26年のことであった。耕うん機はその後30、33年にも各一台が購入されさらに37年からはトラクタも導入されるに及んで、耕うんはほとんどこれらの機械だけで行うようになり、それまで本場、池田分場、富岡分場、阿波原種農場で1頭ずつ飼育されていた役牛は、36年から売却が始まり、40年の池田分場のそれを最後に姿を消した。

稲の刈取機では38年にスズエ式小型コンバインを購入したのが穂刈用で能率は上らなかった。そして41年にはケーオ式稲刈機が入ったが、これも刈倒し型であと結束の手間を多く要した。42年から県下で急速に普及しはじめた本格的な稲刈機の2条用バインダは43、44両年に各1台が導入され、さらに46年には乗用の自脱型コンバインも入り、55年には乗用の採種用自脱型コンバインを、56年には歩行用自脱型コンバインも購入し、刈取りの

能率は著しく向上した。また田植機は、県内で普及をはじめた2、3年後の46年に初めて購入、47年および51年にも2条用を追加購入した。この頃から一般田および試験田の多くが機械植となり、試験場内でも原種、原々種圃場を除いて昔ながらの手植風景は見られなくなった。4条用田植機は55年に購入した。

このほか汎用性の農業機械としてユニモク（万能トラクタ）、トラクタ作業機（ディガ）、ハンマーカルチなどが中核研究「四国中山間傾斜地帯における山地酪農の技術化」で、トレンチャが「水田転作露地そさいの機械化生産方式」に関する総合助成研究で整備され、圃場の基盤整備などにも威力を発揮した。

実験用機器：実験機器も昭和25、26年までは計算機、顕微鏡各2・3台、暗箱写真機1台と言った有様で、これらは戦前からの旧式のものであった。そのため顕微鏡は24年に日真光学のスンプ顕



明治時代から戦前まで愛用されたライツ顕微鏡

微鏡、27年に観察所分も含めてオリンパス2台、33年にニコン双眼顕微鏡およびオリンパス双眼実体顕微鏡計5台が購入された。カメラは27年に1台購入されたが、当時は乾板用の暗箱で、29年にも暗箱式の顕微鏡写真装置が購入された。現在ではすべての研究室に整備されている35mmカメラが初めて病虫科に購入されたのは昭和31年のことで、機種は一眼レフのアサヒフレックスであった。昭和20年後半から30年代前半にかけては、定温器や

通風乾燥器などが多く整備された時期でもあったが、定温器は地元の指物大工に依頼し、ニクロム線を配線した5台がこの頃に作られた。計算機はタイガーなど手廻しものが昭和45年までに10数台各科、分場に配備されたが45年から50年にかけてプログラム式電卓を含めて卓上電子計算機数台が導入され、さらに50年頃から廉価で軽便な電卓が普及しはじめるに及んで、一般のデータ整理はほとんどこれに頼るようになり、手廻し計算機は倉庫の奥深く眠り、過去のものとなってしまった。なおパーソナルコンピュータは57年に初めてNEC 8001型を購入、58年には「地域農業開発プロジェクト研究」のデータ整理用として、より高性能のPC-9800を導入した。試料の保存用として現在は各実験室に備えられている電気冷蔵庫は昭和33年に病害実験室におかれた日立製のもが最初であった。分析機器では、施肥改善事業で昭和29年に分光光度計が入った。40年代に入って化学科では41年にポーログラフ、42年に分光光度計（更新）およびナイトロゲンアナライザー、46年には原子吸光度計が整備され、最近では56年にも同機が入った。これらはほとんどが土壤保全事業に関連した国補研究によるものであった。一方40年代に入ると農業公害や食品の農薬汚染が社会的に大きな問題となり、農業試験場がこれに対応することになった。そして農林省では農薬残留問題に対応するために、昭和44年から農薬残留分析機器設置事業を発足させて、各試験場に分析機器の設置を補助しその整備を図った。これによって当試験場では45年にガスクロマトグラフ2台、分光光度計その他が整備され、50年にも農薬残留分析技術対策事業でガスクロマトグラフ1台を購入した。さらに57年には農薬対策事業で、高速液体クロマトグラフが導入され、ガス化しない農薬などの検体の微量分析に威力を発揮した。分析機器以外に51年には公害機器整備事業で、恒温水平振盪装置低温灰化装置なども整備され、さらに水質汚濁防止法施行令の一部改正によって、排液処理装置が同年県単事業として設置された。農業公害の関係では大気汚染が社会問題となっていた44年に県単事業として亜硫酸ガス接触装置が建設され、その後数年間にわたって各種作物に対する亜硫酸ガスの影響、煙害予察などの研究を実施した。

その他の大型備品としては、昭和35年に実験予察のための5連の恒温恒湿槽が、47年には生物環境調節装置4基、P F水分測定用高速自動遠心器、48年には低温試料保存装置、移動型雨滴発生装置、などが中核研究で整備された。また気象観測機器の関係では移転に1年遅れて47年に農業気象総合記録装置が初めて備えられ、同年9月から石井町での気象観測を始めた。翌年にはさらに1台を中核研究で購入、阿讃山間試験地の気象観測に用いた。

(3) 職員数の動き

戦後における本場職員数の動きは下表にまとめたとおりで、増減をくり返し乍ら昭和46年には終戦直後の約2倍に達した。しかし、48年の石油危機以降はきびしい財政事情によって増員も特に難しくなり、事業量の増加にも拘らず定数は抑制され、退職者の補充が行われない年もあって、この10年間はやや減少の傾向にある。研究職員についてみるとまず21年から24年にかけて9名が増えているが、これは終戦によって戦地から引揚げた職

員の復職と、戦後の食糧難を切り抜けるために展開された食糧一割増産運動推進のために発足した低位生産地調査事業（昭和20～23年）および発生予察事業の整備強化に伴う国補職員の増員（昭和22年）によるものである。昭和27年には低位生産地改良施設事業の耕土培養対策調査その他で4名が増加、37年には臨時職員の定数化によりさらに4名が増えた。46年には石井町へ移転、改築整備が完了した年で、これに伴って廃止された分場職員が本場へ吸収され、また拡張された圃場管理のために5名の作業員が新規採用された結果、研究職員と技能職員合わせて9名が増員となり、本場としては現在までのうちで職員数の最も多い年であり、場全体としては藍園試験地および板東試験地の新設によって、一挙に9名が増員になった昭和27年の職員数62名につぐものである。46年以降は若干減少傾向にあり、その間環境科、育種科、花き科が新設されたが増員は認められず、定数の中でこれらに充当したために各科、分場の構成員数が減少した。

第7表 戦後における本場の職員数の変動

年次	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58
研究職	16	19	21	25	24	25	29	25	25	28	28	25	23	23	25	27	31	29	30	28	30	31	32	30	33	32	31	32	32	31	30	31	32	31	32	31	32	
行政職	2	1	3	3	4	3	3	3	4	4	4	5	6	6	6	6	7	6	5	5	6	5	6	6	6	6	6	5	6	6	6	5	5	5	5	5	6	
技能職	3	3	5	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	4	4	5	6	6	6	6	6	7	7	13	12	12	12	10	10	9	10	11	11	11	11	11		
本場計	21	23	29	33	33	33	37	33	33	37	36	34	32	33	35	37	42	42	42	39	41	43	44	43	52	50	49	49	48	47	45	46	48	47	49			
全場計	30	31	43	49	55	54	62	59	58	53	50	50	48	49	50	53	60	60	60	56	59	60	58	57	61	60	59	59	58	58	56	56	58	57	59			

(注) 講習所、観察所、防除所、および兼務職員は含まず

なお臨時補助員については、昭和28年までは労務人夫、事務、技術補助員を問わずすべて日々雇用であったが、29年からは事務、技術補助員は地方公務員法第22条第2項の規定に基づく、いわゆる22条職員として6か月更新1か年雇用となった。22条職員数は昭和40年頃には13名にもなったことがあったが、41～49年には4～7名で推移し、石油危機以後50年からは財政事情の逼迫によって3名に減り現在に至っている。

そして22条職員の減少、用務員の補充取止めなどに伴って電話交換、本館清掃は石井町へ移転した46年に業務が民間に委託され、また宿日直の廃

止に伴い49年11月に本館内の警備も警備保障会社に委託されている（池田分場は48年6月に宿日直廃止、58年4月改築を機に警備契約）。

(4) 科、係の変遷

① 総務課庶務係

大正11年機構改革によって部が係となり、庶務係および会計係と改称されて以来36年の間変化はなかったが、昭和32年に徳島県農業試験場設置条例が全面改正され、両係を合併して庶務係とし、今までの主任制度を廃止して係長制度を設けた。遡って戦後まもない昭和21、22年頃には事務職員

が僅か1名と言った時代もあったが、戦後急に増加した予算、職員、物件などの事務を円滑に処理するために係員も増員され、34年には運転士、用務員各1名を加えて8～9名となった。その後47年には庶務係と44年に新設された管理係を統合して総務課が設置された。一方電子計算機の導入によって給与計算など事務処理の能率化が図られるようになって、49年には事務職員の数も3人に減り、50年には退職した用務員の補充も行なわれず、現在は総務課長、庶務係長、主事、技師（運転士）の4名で、他に臨時職員（22名職員）および委託による電話交換手各1名がいる。

② 総務課管理係

本場の改築、移転に伴い、昭和43年度限りで廃止された阿波原種農場が行っていた原種栽培、庶務係が行っていた労務人夫の管理指導および主に園芸科が担当していた農業分校の業務を所掌することとして、昭和44年4月に管理科が発足、原種農場の主任であった川真田芳樹主任研究員を科長に、技師1名と従来各科に配属していた作業員5名で前記業務を担当した。翌45年度からは稲、麦の原種栽培業務は作物科に委ねたが、一般圃場の管理はすべてこれを行うことになった。昭和46年には石井町への移転が完了して圃場面積はいっそう増大したが、これらの管理、運営を円滑に行うために、この年作業員5名が新規に採用され、さらに富岡、藍住両試験地の廃止に伴う作業員の配置換えもあって、その数は係長、技師1名、作業員11名の合計13名となり体制が整った。そして、この年管理科を管理係と改め（規則第24号）、係長の職種は研究職から行政職にかわった。また、今まで各科に配置されていた作業員を、管理係職員として一室に集め集中管理を行うことになった。そして47年には総務課が置かれ、管理係は庶務係と共にこの組織化に組み込まれたが、業務の内容は従来と変わっていない。現在の職員数は係長以下12名で、うち係長ほか3名は管理係直属とし、他は各科に配属されているが、原則として2年に1度各人の希望に配慮しながら所属を変えている。ただし、分場、試験地の技師（技能）3名についてはそれぞれ分場、試験地の直属とし、分場長らの直接指揮下においている。

なお、管理係職員一同は試験場が石井町へ移転

以来一致協力して本来業務のほかに圃場整備、圃場施設の建設、土壌改良、環境整備などに労を惜しむことなく取り組んできたが、その功績が認められ、58年12月に知事表彰を受賞した。

③ 作物科

主要食糧の増産は戦後も引き続いてわが国農業の重要な課題であったが、その対応策の一つとして稲、麦など優良種子生産の必要性がいっそう高まり、昭和25年には久勝原種農場が設置されて、これまで種芸部で行っていた原種栽培が少なくなり、試験研究に重点がおかれるようになった。すなわち稲、麦の品種試験は28年度から奨励品種決定調査となり、圃補事業として強化され、栽培法では除草剤や水稻の早、晩期栽培などの新しい栽培技術の研究、麦の移植栽培、枯れ熟れ対策などが研究の柱となった。そして、一時中断されていたナタネの試験も再び始まった。また畜産振興に伴って新しく飼料作物および牧野の研究分野が加わり、専任職員1名が配置されて職員数は農機具担当も含め6名となった。

昭和32年には機構改革によって種芸部が作物科に改められ、飼料作物と農機具部門が新設の経営科に移され、それに伴って職員の数も科長のほか技師3名、助手1名の計5名に減った。その後テンサイやビール麦の試験も加わり、栽培法では水稻の直播栽培、機械移植栽培、麦の多条播、穴播、全面全層播栽培など省力化を目指した試験に中心がおかれるようになった。

その後の原種の生産は本場の移転に伴う阿波原種農場と富岡試験地の廃止によって、新設の管理科が一時これを担当したが移転後は再び作物科の業務となった。しかし40年末頃からビール麦の栽培が急速に普及して種子の需要量が著しく増大し、場内生産だけではこれに応じきれなくなって、50年度からは脇町の農家にも栽培を委託するようになった。原種の生産はその後も益々重要性を加えてきたため、昭和54年に育種科が設置されてこの関係の業務は作物科から離れ、研究員2名と共に同科へ移った。その結果、研究員は3名に減った。しかし54年には、32年から経営科が担当していた飼料作物の試験が再び作物科へ移され、研究員1名が増員された。

近年は米の過剰に伴う水田利用再編対策に関係

した研究が中心となり、大豆、ステビア、飼料作物など水田転換畑作物、米の利用拡大のための他用途米の栽培、麦作では良質化、作業体系改善と多収安定化のための早熟化栽培、それに除草剤、生育調節剤などの研究に科長以下4名が取り組んでいる。

④ 育種科

原種の生産と配布は、農事試験場開設以来の重要な業務として、種芸部（作物科）、阿波原種農場、富岡、池田両分場で行われてきた。しかし本場の移転に伴う原種農場や富岡分場の廃止によって、移転後は原種関係の業務のほとんどが作物科の担当となった。一方水稲の共同育苗の増加やビール麦栽培の急速な普及につれて稲、麦種子の需要も増大、ビール麦については試験場内だけでは対応が困難となり、現地農家に原種を委託栽培せざるを得なくなった。こうした原種生産の重要性の増加に伴う業務の分化、責任の明確化と、一方ではダイコン、シロウリ、イチゴ、ネギなど特産野菜の優良品種、系統の育成、保存の要望が強まってきたために、昭和54年に育種科が新設された。そして2名が作物科から、1名が園芸科から移り、研究員3名でスタートした。業務の分担は稲、麦の原種生産、水稲奨励品種決定調査事業など主要作物の関係を2名で、他の1名が野菜関係の育種を担当したが、ダイコン、イチゴ、ソラマメ、シロウリ、ネギなど多くの特産野菜の育種業務を1名で担当することはきわめて非効率であったために、57年4月から野菜育種関係は野菜科に移して科内部の共同体制のもとでこれを分担実施することとし、育種科の業務は稲・麦の原種、原々種関係のみにしぼった。

⑤ 野菜科

第2次大戦中から戦後しばらくは主要食糧の増産が何よりも優先し、作付けの統制も行われて野菜、果樹などを栽培するゆとりは少なかった。しかし昭和24年に作付統制が撤廃されるや反動的ともいえる程多くの野菜が栽培されるようになり、これに関する研究も活気を取り戻した。そして終戦当時は主任の桂技師と助手のわずか2名だった園芸部の職員も、25年には果樹および花き担当の各1名を加えて5名となった。一方野菜、果樹産地の振興と生産の増加に対応して、大山果樹試験

地（昭和23年～30年）板東園芸試験地（27～29年）、藍園野菜試験地（27～46年）、海南園芸試験地（29年～）、筍栽培試験地（30年～）などが相次いで開設され、これらは実質的には50年頃まで園芸科に属していた。昭和30年には果樹部門が独立して園芸部の担当業務は野菜と花きの2部門となり、32年には園芸部は園芸科と改称された。昭和25～30年頃は野菜の優良種子が乏しく、農家の要望に応じて採種も行っていたが、種苗会社が優良種子の生産を始めるようになってからは、特産野菜のうち種苗会社あまり取り上げない、一部の品目にしぼった育種に切り替え、その他は各社が育成した品種の選定試験に替え、これが重要業務の一つとなった。ビニールによるトンネルやハウス栽培の試験も30年頃から始まり、ホルモン剤による着果剤の研究、クロロIPC、シマジンなど野菜に対する除草剤の研究もこれと前後して始まった。

39年頃には畝耕栽培や砂耕栽培が新しい技術として台頭し、本県の畝耕栽培面積は鳴門市大麻町馬詰、海部郡穴喰町などを中心に5haと全国でも最も多く、これに対応して試験研究も本場および藍住分場で数年間実施した。しかし疫病やつる割病の発生、その他の障害も多くやがて廃れていったため研究も中止された。昭和48年に到来した石油危機に対しては、施設野菜品種の低温耐性などに関する消極的な試験が主であったが、54年の第2次石油危機では高騰する暖房燃料節約のため、それから4年間にわたってトマト、キュウリ、ナスを対象に地中熱交換方式による省エネルギーの実験に取り組んだ。

園芸科の職員は38年から45年までは6名で、野菜担当はそのうちの4名であったが、46年には1名増えて53年までは5名であった。しかし54年には育種担当1名が同科に移った。翌55年には園芸科を野菜および花きの2科にわけ、野菜科は研究員が4名となったが、56年には育種科に配属していた研究員を再び戻し、育種業務をそれぞれ分担して能率をあげている。

園芸部の研究室は、昭和25年まで本館内場長室の隣りに在ったが、同年農産加工指導所が転出したあとの建物に移り、石井町に移転するまでの20年間ここで業務を遂行した。

⑥ 花き科

戦後間もない昭和24、25年頃、当時の園芸部は野菜と果樹を中心に研究を進めていたが、この頃から農家の間に花き生産の機運が高まり、行政もその振興に力を注ぎ始めていた。そこで昭和25年果樹との兼務で花き研究員が普及員の定数で1名園芸部に配属され、ここに花き分野の研究がはっきりとした形で芽生えた。天皇陛下が県下を巡幸され、これを機に温室2棟が建てられたのもこの年であった。翌26年には花き専任の職員が置かれたが、一方農家の花き生産も急速に伸び始め、それから10年のうちに栽培農家戸数は1,000戸を越えた。試験地においてもキク、チューリップ、ユリなどの研究を本格的に進めるようになって、38年には1名増員されて担当職員も2名となり、施設の関係でも翌39年には24坪のブドウ温室が花き用に改築され、試験圃場も漸次拡大された。そして46年には石井町への移転を機に100㎡のガラス室5棟、ミストハウス、冷蔵室などが一挙に整備された。県内の花き生産はその後も着実な伸びを見せ、研究対象も切花、鉢物、花木など広範多種となり研究の一層の充実を図るために、これまでも園芸科の中で独立的に試験研究を実施してきた野菜と花きの担当部門を昭和55年にそれぞれの科として独立させ、ここに花き科が誕生した。職員は当初から科長以下2名でキク、ユリ、チューリップ、ヒオウギなど県内特産花きの栽培改善や品質改良を行ない、キクでは“阿波の娘”“阿波錦”などの新品種を作出した。

① 農芸化学科

農芸化学部では戦後の混乱の中で、技師1名を含む3名の職員が戦時中からの三要素現地試験を継続していたが、昭和23年からは緊急食糧増産のため職員を1名増員し、4名の国庫補助職員として生育阻害要因をもつ低位生産地調査事業（23～33年）に取組み、水稻の秋落、酸性土壌の改良、塩害、排水不良対策などに全力を挙げた。その後27年に開拓地調査担当職員1名が増員（27～37年）されて職員は計5名となり、28年からは水田を対象とした施肥改善事業も始まった。昭和32年には農芸化学科と改称した。34年に県の畑作振興施策によって地力保全基本調査（34～46年）が始まり、低位生産地調査職員は地力保全職員にそのまま振り替えられた。昭和36年に農業基本法が制定され

てからは、果樹、野菜、畜産などの振興、生産にいつそうの拍車がかかり、それに対応した国補による種々の調査事業の中で果樹、露地野菜、施設野菜、特用作物（コンニャク）などの土壌調査ならびに生育阻害要因の解明と対策試験を実施してきた。鳴門市を中心とするダイコン、サツマイモなど砂地畑の生産力向上対策試験は、昭和47年以來の重要課題として現在も継続して取り組んでいる。一方昭和40年頃から、工場の排ガス、排水などによる農業環境の汚染が問題となったため、植物亜硫酸ガス接触装置を整備するなどしてこれに対応、さらに多頭飼育がもたらした畜産廃棄物による畜産公害が大きく取り上げられるようになって、48年以降家畜ふん尿の堆肥化と利用に関する研究にも着手し、成果をあげている。この間昭和46年から土壌汚染防止対策事業が開始されさらに昭和47年には土壌保全対策事業が始まって、地力保全調査職員は土壌保全調査職員にさらに振り替えられた。昭和50年に土壌汚染対策事業と農林畜産廃棄物関係の業務が2名の職員と共に、新設された環境科に移り、45年に6名に増えていた研究員は4名に減った。しかし、畜産廃棄物の研究が農産物に対する利用場面に重点が置かれるようになって、この業務は53年から再び農芸化学科で行うことになり、現在は5名の研究員が土壌保全、砂地畑対策、有機物利用などの調査、研究を行っている。ただ、昭和23年以來業務の内容、名称は変わりながらも長年続いてきた土壌保全の調査事業は、国の財政緊縮の煽りをうけて昭和57年を最後に、担当職員の設置費補助が打ち切られ、事業費の補助だけとなってしまった。

(8) 病虫科

病害虫の被害を未然に防止し、食糧を確保する大きな使命のもとに昭和16年に発足した病害虫発生予察事業は、戦後も食糧難から益々その重要性が認識され、昭和22年には早期発見に関する事業実施要綱が改訂され、翌23年には従来の観察地点を廃止して新たに6か所の観察所を設置し、農事試験場に3名と観察所に6名の人員が配置された。さらに25年には試験場に2名が配置されて5名となり、菌虫部の業務を病害担当と虫害担当に分けた。この頃から発生予察に関する重点解決事項や特殊調査の研究も始まり、徳島県においても病害

では「麦類赤かび病の流行機構に関する研究」(昭和25~37年)、虫害では「農薬散布および栽培法の変化が水田昆虫相の変化に及ぼす影響」(28~37年)の研究がそれぞれ石井博、小林尚氏らを中心に精力的に進められ、立派な業績をあげた。そしてこうした研究を実施することによって、施設の充実も図られ、26年にはルビーアカヤドリコバチ導入事業で網室併設のガラス室、27年には培養基室、28年には病菌接種室などが相次いで建てられた。

昭和27年には観察所に代わって病虫害防除所10か所が設置され、観察員3名が増えた。このうち徳島地区観察員は菌虫部に置くことになり職員数が6名になったので、28年には発生予察担当を設けて病害、虫害および発生予察に業務を3分した。32年には規則の改正によって菌虫部を病虫科と改め、職員の数も30年に川東地区観察員1名、34年に補助職員の定数化により1名、35年には川東地区観察員は専任としたが小松島地区観察員を農試におき、さらに37年には補助職員2名が定数化されるなどの変遷があつて、その年には10名(科長兼務専門技術員1名、県単3名、県予察員3名、土壤病害虫検診員1名、徳島、小松島地区観察員各1名)にもなった。職員の増加によって研究室も手狭になったため、土間を改造し、園芸科が他へ移ったあとの研究室を受け、さらに30年に農業講習所の実験室として建設された本館東端の実験室を病害実験室として利用するなどしてその頃には、発生予察、および虫害研究室、病害実験室、培養基室、定温器室、接種室など一応の施設が整い、その後も、31年に住居を改造して害虫飼育室を建て、33年には農芸化学科と共同の作業舎が講堂の西側に、35年には5連の恒温槽を設置する建物が建てられ、40年にはガラス室も改築された。

昭和30年代までは稲、麦など主要作物の病虫害が対象となっていた研究も次第にその比重が園芸作物に移行し、特に病害研究は施設栽培の増加によって問題が多くなった40年代に入ってから急速に野菜病害の研究にその中心が傾いていった。キュウリ緑斑モザイク病が本県を中心に大発生して栽培農家を恐怖に陥れたのもこの頃(昭和41年)であった。そして発生予察でも野菜病虫害の実験予察が43年から開始され、農薬、殊に殺菌剤の委

託試験も本県では稲用殺菌剤から野菜用のそれへと移行していった。

戦後における農薬の目覚ましい発達には質、量共に農作物の高位生産に大きく貢献したが、一方では、農薬による防除の依存度を著しく高めて使用量が増大した結果、作物や土壌中における農薬の残留が大きな社会問題となり、昭和44年から残留農薬の分析業務が全国的に開始された。本県においても当初は病虫科がこれを担当し、特に有機塩素系農薬では土壌中における残留実態を調査し、キュウリ、ハウレンソウの安全作付基準を他県にさきかけて作り農家に示した。しかし、農薬分析関係の業務は50年に新設された環境科に移された。

病虫害発生予察観察所は、予察事業が発生以来農業試験場の組織として設置され、観察員がその業務を遂行してきたが、43年農林事務所が設置されて身分は、農業試験場本務のままであるが、病虫害防除所専任となった。昭和47年4月1日に病虫害防除所の独立に伴い、農業試験場の病虫科とは県予察員と地区予察員としての技術的なつながりだけとなった。こうして昭和37年頃には10名を数えた職員の数も、小松島地区予察員の専任(41年)、科長の次長専任(43年)、徳島地区予察員専任(45年)、環境科への転出(50年)、県予察員定員削減(52年)などで漸減し、さらに欠員が補充されなかった54年および57年には4名になったこともあったが、現在は5名の研究員で病害、虫害および発生予察の業務を担当している。

⑨ 環境科

戦後化学工業の著しい発達に伴って、工場からの排ガスや排液による大気汚染、水質汚濁が農業公害を惹き起こした。また戦前から鉱山等に起因する土壤汚染の被害があつた。当場ではこれらの問題に農芸化学科が対応していた。

有機合成農薬の開発、普及が急速に進むとともに農作物や土壌中に残留する農薬が国民の保健衛生上、大きな社会問題として取り上げられるようになって、国の関係各府庁がその対策に乗り出し、都道府県にも残留農薬の分析や対策を実施させることになった。徳島県では農業試験場の病虫科が昭和44年からこれに対応した。これら農業公害や農薬残留に関する調査研究は精密微量分析技術が必要である点で共通しており、またその後の業務

量の増加に対応するため、これら両部門を統合して50年4月に環境科が新設され、農芸化学科から2名、病虫科から1名の研究員が移り3名で出発した。環境科は上記のほかに農林畜産廃棄物の有効利用に関する研究も担当したが、この業務は作物への利用場面に重点が置かれ、土壤肥料分野での対応がより適切とみなされたために、53年4月に担当者1名と共に農芸化学科へ移され、以後科長のほか研究員1名で残留農薬分析、農業安全使用対策のほか土壤汚染対策、農業用水の水質保全などの業務にあたっている。

⑩ 経営科

経営科の設置以前は、昭和25年に置かれた技術連絡室に専任の経営担当者1名が配置され、低位生産地改良施設調査事業や営農試験地事業などに参加していた。しかし当時は食糧増産一辺倒の時代で経営独自の活動分野が少なく、したがって国補研究もなく、他部門からの事業費の配分によって細々と調査研究を続けていた。昭和32年農事試験場規則の全面改正を機会により経営科の設置が成ったが、業務内容は農業経営、飼料作物および牧野、農業機械の3部門にわたり、研究の主力はむしろ後の2部門におかれて、農業経営本来の業務は営農試験地の対応くらいであった。科設置当初の職員は科長以下3名であったが、その後34年から1名ずつ増えて37年には6名になった。しかし、38年には農機具部門が独立して農業機械科が設置され、経営科の職員は4名に減った。その後も飼料作物と牧野に関する研究はなお経営科の業務の主要分野を占め、中でも昭和47年から始まった「四国中山間傾斜地帯における山地酪農の技術化」に関する中核研究では主査県となり、草地の造成、維持管理などの試験を行った。この研究課題は県の重要施策とも関連していたので、場内にプロジェクトチームを編成、経営科がその中心となって研究の推進に当たった。中核研究はそのあとも「暖地傾斜草地の更新技術確立」として引き継がれて54年まで実施された。55年からは飼料作物および牧野の研究は畜産試験場と一部を作物科に移して、本来の経営研究のみとなり、昭和53年から主力を注いだ「地域複合化推進研究」も57年度からは「高位地域複合化推進試験」として継続実施されている。職員数は39年から49年ま

では5名を数えたが、41、46の両年度を除いては4名、50年以降は3名となっている。

⑪ 農業機械科

昭和2年に種芸部の中に農具係がおかれ、作物研究の中で農機具の試験が行われていたが、昭和14年に係がなくなり農機具の研究は久しく中断していた。戦後昭和24年になって農機具係として復活し、当時は技術連絡室に同居していたが、32年に新設された経営科に移った。しかし戦後における農業機械の発達は目覚ましく、耕うん機、トラクタ、コンバインなどの高性能機械が相次いで登場し、近代的な農業機械化への対応の要請が強まったために、昭和38年に農業機械科が新設された。同年に農業機械研修館が建てられたが、この建物は独立した2階建てで、1階には農業機械研究室と機械整備室が、2階には研修室と陳列室を設け、試験研究のほかに農協職員らを対象に農業機械に関する研修を実施し、その後40年に設置された農業機械化センターの前身としての役割をも果たした。農機具係が復活した24年頃の業務は動力耕うん機脱穀機、製繩機、噴霧器などの奨励農機具の選定が主であったが、20年代終りから約10年間は傾斜地を対象とした畜力やウインチ式各種揚土機の研究および耕うん法に関する研究が続き、その後はトラクタ、小型コンバインを中心とした水稲直播の機械化体系、各種コンバインの性能調査などから40～52年間は田植機の研究に重点をおいた。近年は大豆栽培の機械化体系確立の研究が中心をなしている。

農業機械科の職員数は46～48年および50～51年に3名となったほかは科長および研究員の2名で現在に至っている。

⑫ 機械研修係

行政改革によって、昭和58年4月1日に農業機械化センターが農業試験場に統合され、機械研修係として再発足した。統合により農業機械化センター本館を機械研修館と改称し、人員、予算、建物、研修用機械器具、実習ほ場運転コース等はそのまま継続して活用している。

農業機械の研修は、昭和33年頃から歩行用トラクタや農用エンジンを対象にして、市町村単位に1～2日の現地研修を実施してきたが、昭和35年頃から乗用トラクタの普及が本格的となり、昭和

40年7月に板野郡藍住町中富に農業機械化センターが設置され、乗用トラクタを中心とした長期集合研修に変わった。そして、昭和49年4月1日名西郡石井町石井（農試内）に移され、昭和58年3月31日まで続いた。

農業機械化センターが設置され、農業試験場に統合されるまでの18年間に延376回の研修を実施し、1万365名の研修修了者を送り出し、農業機械の効率利用と安全対策に大きく貢献している。

職員は、専任2名、臨時補助員（22名職員）1名、兼務職員5名（農業改良課2名、農業試験場3名）である。

2. 分場・試験地

(1) 生比奈柑橘栽培試験地

生比奈柑橘栽培試験地は、昭和8年に開設して以来、戦前戦後を通じて建物の新、改築も圃場の増減もなかった。試験は園芸部主任の桂技師が開設当初からこれを担当していた。しかし常駐ではなかったため平常における圃場の管理は常農夫に任されていた。戦後になって昭和24年に生比奈柑橘試験地と改称され、同年11月に甚上技師が発令され桂技師と交替した。甚上技師は園芸部の所属であったが柑橘園の専任として常駐し、常農夫と共に柑橘の系統選抜、適品種の試験、柚、キコクなどの砧木試験、肥料および剪定などの試験を行なった。また本場の病虫害部ではこの柑橘園に向いてミカン害虫の天敵の増殖やヤノネカイガラムシの防除試験などを行った。しかし、戦後における柑橘をはじめとする果樹類の栽培面積の急増は、この方面の高度で且つ組織的な試験研究体制を望むところとなり、昭和28年6月に果樹試験場建設3か年計画が県議会に上程され、承認された。そして、生比奈柑橘園と対面する勝浦川南岸斜面に新しい地を求めて29年4月から敷地、圃地の整備および庁舎などの建設が開始された。こうして翌30年果樹試験場が開設されるに及んで生比奈柑橘園は大山果樹園と共に、業務施設をこれに移管した。当時の柑橘園は現在も試験園として使用されている。

(2) 池田分場

① 用地、施設および職員

徳島県西部には従来葉タバコ阿波種が栽培されていたが、戦後昭和24・25年頃から阿波葉タバコの需要減による先行不安から、これを黄色種に替える方針が立てられ、昭和26年に黄色種栽培技術の習得を重点に、中堅タバコ耕作者の養成を目的とした徳島県タバコ耕作技術員養成所が分場内に併設され、昭和33年には教室を含む寄宿舎1棟（50坪）が建てられた。建設予算は150万円で、うち半分は三好郡各町村およびタバコ耕作組合の負担に



タバコ耕作技術員養成所（教室と寮）

よるものであった。そして40年には鉄骨ファイロン張りのタバコ育苗、乾燥室（54.9㎡）も建った。昭和43年には山間傾斜畑の生産性の向上による山間農業の振興を図る名目で、主として緑茶に関する試験研究を行なうための茶園を開設するために、8戸に係わる民有地と神社有地（元国有地）計10,375㎡の現在の第2圃場用地を買収した。しかし買収交渉が難行して売買契約が3月27日にずれ込んだために、圃場整備は44年に繰り越して行われた。なお第2圃場開設との絡みで、分場への上り口にあった水田924㎡は県職員住宅の用地とするため、46年6月に管財課へ移管した。新植した約1haの茶園が成園となるに及んで製茶の施設が必要になり、48年3月に県単事業で製茶機と製茶実験室（86㎡）1棟が建設された。さらに49年3月には実用化技術組立試験（国補）の施設費で、収納兼作業舎（216㎡）およびファイロン張りのタバコ乾燥室（144㎡）が建った。そして昭和57年には本館（472.5㎡）、作業舎（147㎡）およびガラス室（48㎡）が改築整備された。改築前における建

第5章 昭和時代（戦後）

物の配置は下図のとおりである。

池田分場の研究の中心は、開設以来久しく、麦、サツマイモ、大豆など畑作物が中心であったが、戦後の農業事勢の変化に対応して、26年からはタバコ耕作技術員の養成を併わせてこれの研究にも着手した。44年には茶園を造成し、間もなく緑茶の栽培、加工試験が加わった。タバコの研究は地域における栽培面積の減少に伴って減り、技術組立実証試験の終了した52年を最後に、53年からはタバコ用農薬の委託試験を残すのみとなった。他方野菜の研究が48年から始まり、研究課題もその後急増し、現在は山間野菜と緑茶の研究を2つの

柱として大豆、ソバなど、畑作物の研究も併わせて実施している。

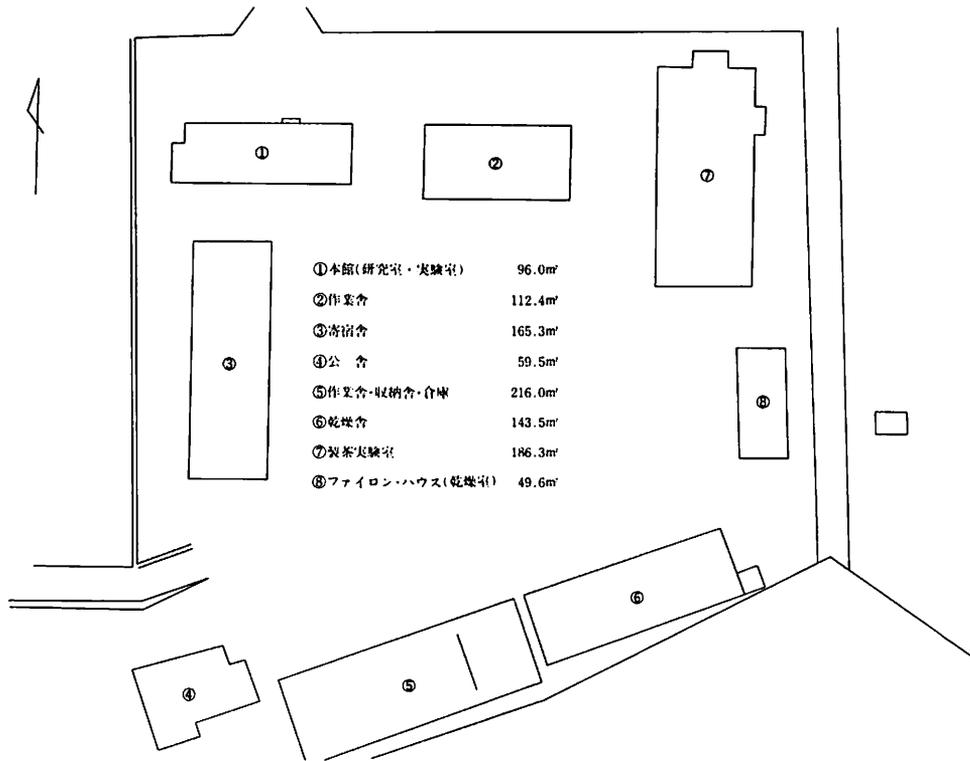
戦後における分場職員の動きは下表のとおりで主任および、分場長は土井建治郎、桑野正信、天野晃、真淵昭雄、山口重雄、森本栄、川人浩氏らが入替った。

② 改 築

いきさつと経過：徳島県の畑地は現在およそ18,000haで、中・山間地帯の傾斜畑が約70%を占める。県西部を中心とする山間傾斜畑では古くから麦、陸稲、イモ類、ソバ、トウモロコシ、大豆、コンニャクなどが栽培されていたが、戦後時代の

第8表 戦後における池田分場の職員数の変動

年 次	20	21	22	23 ↓ 24	25 ↓ 27	28 ↓ 29	30 ↓ 31	32	33 ↓ 36	37 ↓ 38	39 ↓ 44	45	46 ↓ 52	53 ↓ 54	55 ↓ 58
研究職	2	4	3	4	6	4(1)	2(1)	3(1)	3(1)	4	4	5	4	5	4
行政職									1	1					
技能職	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計	3	5	4	5	7	5(1)	3(1)	4(1)	5(1)	6	5	6	5	6	5



第12図 池田分場建物配置図（昭和56年11月）

移り変りと共にタバコ、茶、山間野菜などを栽培する農家が増え、それに伴って要望される試験研究の内容も多岐にわたり、且つ高度化してきた。一方、本場の改築と同じ昭和13年に新築した建物もそれから30年を経た昭和40年頃にはかなり老朽化し、施設そのものも貧弱で実験室とは名ばかり、実験備品もほとんどなく、上記のように大きく変貌しつつあった山間農業の試験研究に対応するためには改築整備は急務であった。そこで「県農業のうち傾斜地農業はきわめて重要な位置にあり、耕地の分布率では傾斜地が約40%を占めている。それにも拘らず経営規模の零細性、環境の不良などにより近代化は大きく遅れ所得はきわめて低い。これを改善し、傾斜地に適合した自立経営農家を育成するためには研究機関を整備充実し、過疎化しつつある傾斜地農業の育成を図らなければならない」として、本場の移転、改築が成った昭和46年に池田分場改築整備事業費として4196万5000円を要求した。しかし本場の改築に引き続いての要求であったために認められず、その後47、48年にも予算要求を行ったが実現しなかった。ところが48年には石油危機が到来して県財政も窮迫、改築整備は49年以後当分諦観せざるを得なくなった。しかし、昭和50年代に入ると林業総合技術センター、畜産試験場、果樹試験場など県内農林関係専門場所の改築が相ついで行われ、これが終了した57年度に漸く総額1億円の改築整備費が認められた。

そこで月曜会（本場管理職および総務課長の週

定例会）では年が明けた57年4月5日に早速改築整備の推進メンバーとして場長、各次長、宮田総務課長、野村庶務係長および同分場の研究員を決め、中でも阿部、川人両次長と総務課長が中心となり、主管課の直接担当者である新見庶務係長らと緊密な連絡をとりながら整備事業を具体的に進めた。そして5月中旬には試験場としての設計案ができ上り、同25日に営繕課との打合わせが行われた。6月5日には関係者が池田分場に集まり、現場に立ち合いながら第3回目の打ち合わせを行った。建築設計は卓建築設計事務所が請け負い、8月には設計書はでき上っていたが、9月に入って車椅子出入りのための玄関入口のスロープや便所など設計の一部手直しを行った。こうした理由で予定よりかなり遅れていた入札も10月12日に行われ、建築工事は地元の丸浦工業が落札した。

作業室完成までの当分の事務室として寄宿舎の一部を残して本館、作業舎、寄宿舎などの撤去がそれから間もなく始まり、10月27日には午前11時から関係者が集まって地鎮祭がとり行われた。この冬は比較的好天に恵まれて暖かかったために工事は順調に捗り、2月にはまず作業室が、続いてガラス室が完成し、仮事務室を作業室の一隅に再び移した。本館工事は当初の予定より1旬ほど遅れたが3月中旬には完了し、同月23日に竣工検査が行われた。改築工事決算額は9,939万円で、施工業者およびその内訳は下のとおりである。建物に重点を置いたため備品費は圧縮されたが、長年渴望していた少量製茶機346万円は設置された。

57年度 池田分場改築工事決算（予算額 100,000千円）

○工 事 費				88,305千円
本館、作業舎、ガラス室建築 旧建物撤去工事	丸浦工業K.K.	池田町		69,900千円
電 気 工 事	坂本電気商会	池田町		8,850千円
管 工 事	浜設備K.K.	山川町		5,000千円
空 調 工 事	㈱木下水道工業	脇町		4,555千円
○設 計 委 託	㈱卓建築設計事務所	徳島市城ノ内		2,580千円
○備 品 費				
少 量 製 茶 機	寺田製作所	静岡県金谷町		3,460千円
中 央 実 験 台 他				3,745千円
○事 務 費				
旅 費 200千円	需 要 費 950千円	役 務 費 150千円		
合 計				99,390千円

第5章 昭和時代（戦後）

整備後の建物および本館各室の配置図は次に示したとおりで、本館は1階に研究室と実験室を配置し、2階は研究室および資料室とした。研究室は外部の農業関係者の利用にも配慮して60~70人収容できる広さとし、それに応じて駐車場もできるだけ広くとった。本館の外観については洋風でなく、山間の分場に相応しい建物を希望していたが、完成した庁舎は近代的な一見和風の建築で、背景の山の緑ともよく調和している。因みにこれを設計した若手設計士原政仁氏は57年度県設計コンクールで最優秀賞に輝いた。

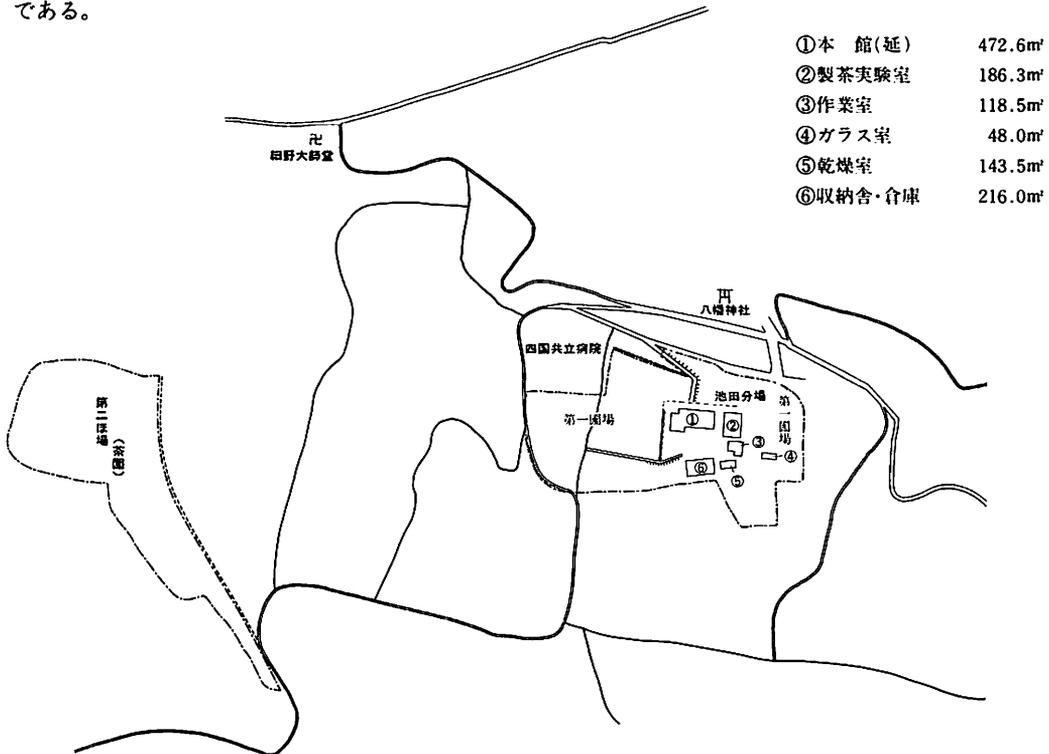
昭和46年に改築予算を要求してから12年、古い分場からみると内容も外装も一新され隔世の感がする新しい本館に分場職員一同が引越したのは大安吉日の3月30日であった。

4月から5月にかけて、残されていた庭園の整備を行ったが、昭和13年の開設以来育てて来た前庭の梅、楓、椿の古木や裏庭の木犀などはそのまま残した。なおロータリーに立つ記念碑に刻まれた「緑風」の文字は、緑の山、風も爽やかなこの地に山間農業振興の技術の新風を期待してのものである。

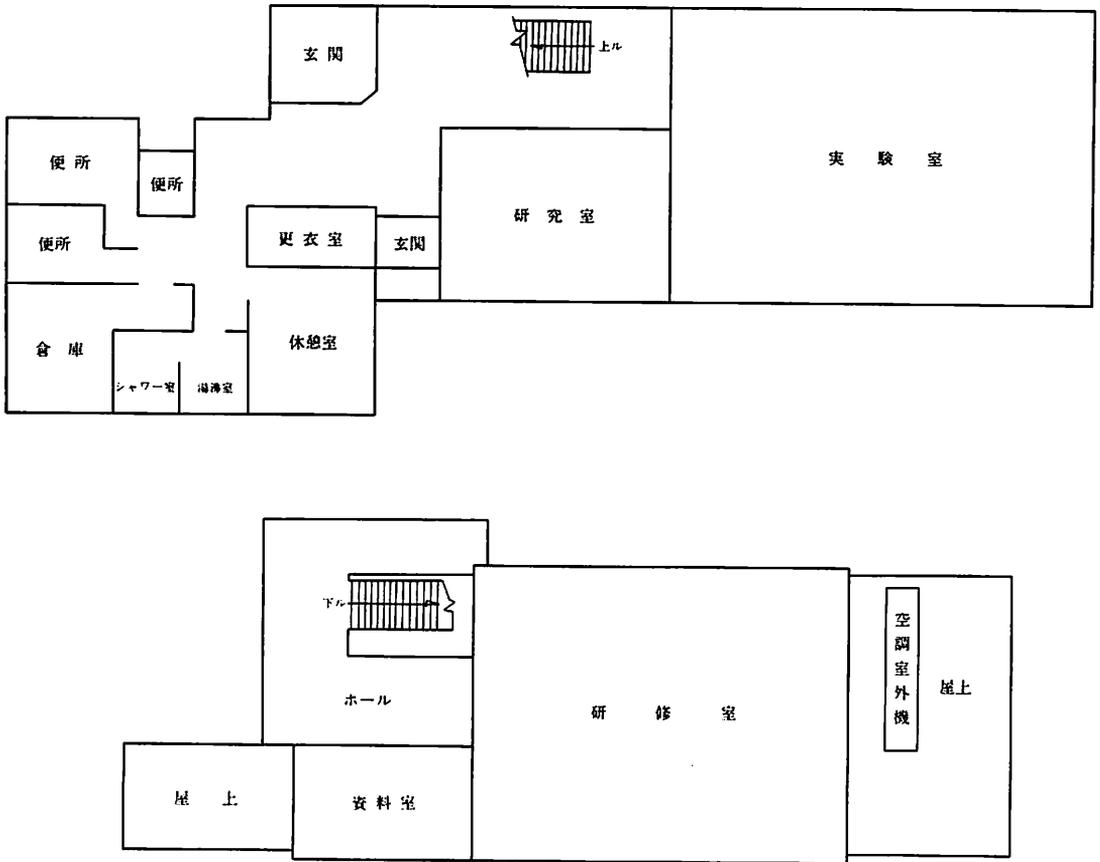
落成式：外周りの庭の整備、内部の整備も終わり、多忙な一番茶の摘み取りも一段落した6月9日に、本館研修室で落成式が行われた。

南米外遊中のため出席できなかった三木知事の代理の小島副知事をはじめとして烏山四国農試場長、地元県議会議員、三好、美馬郡内町村長、農協組合長、農林水産部関係部課長、同出先機関長その他関係者約60名が出席した。開式の辞に続いて副知事が「時代に即応した試験研究を進めるためにこのたび池田分場を改築し、施設や実験機具を整備した。今後これらを十分に活用して山間地域農業に役立つ立派な成果を挙げたい。また研究施設も整えたのでご利用いただきたい」と知事式辞を述べ、続いて近藤営繕課長が工事経過を報告、建築に功労のあった丸浦工業(株)、坂本電気商会、浜設備(株)、木下水道工業の5社に感謝状が贈呈された。そのあと来賓の四国農試烏山場長および地元池田町の真鍋町長が祝辞を述べ、正午前に式を閉じた。

改築後の建物と圃場の配置図および本館平面図は次のとおりである。



第13図 池田分場建物圃場配置図(昭和58年3月)



第14図 池田分場本館平面図

(3) 富岡分場

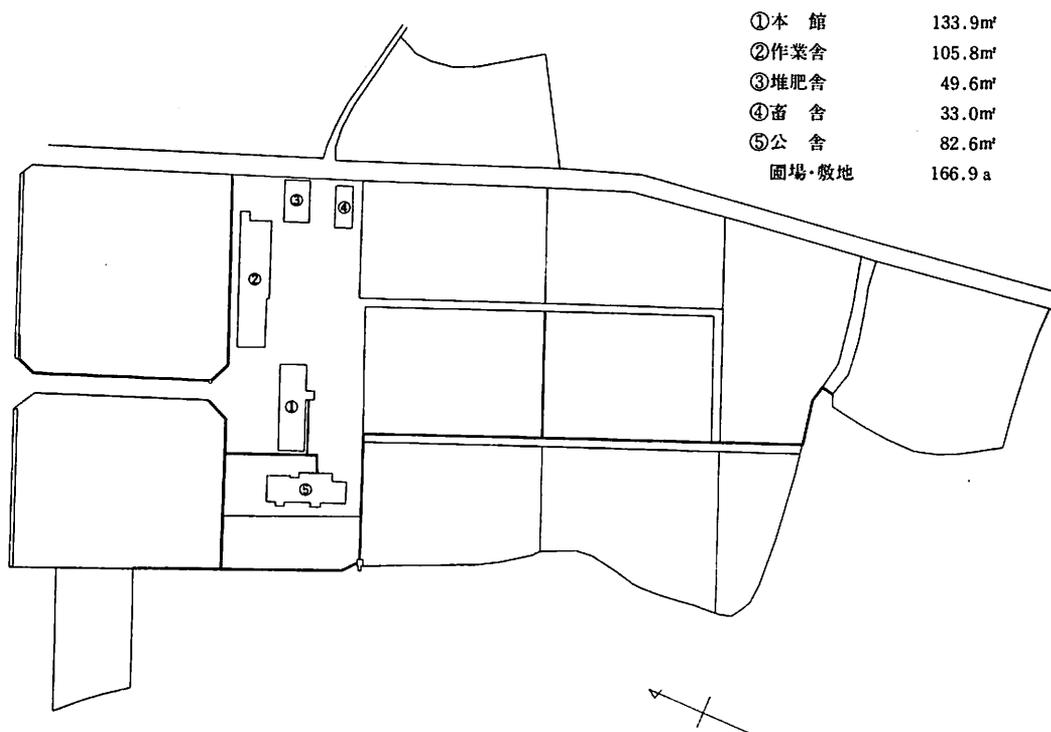
県内穀倉地帯であった県南の稲作改善を目指して、昭和13年に設立された富岡分場は、水稻の原種生産・奨励品種決定試験を中心に、昭和28年頃早期栽培が始まるやこれに関する研究にも力を傾注して県南における早期栽培の普及に大きく貢献し、昭和35年からは一部野菜栽培試験の業務も行った。しかし本場の移転整備に伴って、昭和45年阿南試験地となり翌46年に廃止となった。戦後から廃止までの26年間、建物、施設の増減はなかったが、圃場は“青年の家”の建設用地および農道拡張のため44年から45年にかけて30.5aが削減された。職員数は表示のとおりで戦後21年から10年間は変動はなく、その後も3～4名で推移した。

またこの間主任は東条勝男、神野五郎、小山弘各技師氏で、32年の機構改革により分場長がおかれからは桑野正信技師が本場とかけもちで分場長として在籍し、35年からは東条勝男技師が交替した。

第9表 戦後における富岡分場の職員数の変動

年次	21	24	25	26	30	32	35	37	44	45
研究職	1	2	3	2	2	3	2	3	2	1
行政職	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1
技能職	1	1	2	2	1	1	1	1	1	1
計	2	3	5	4	3	4	3	4	3	2

昭和35年当時の建物およびほ場配置図はつぎのとおりである。



第15図 富岡分場建物園場配置図（昭和35年8月）阿南市富岡町

(4) 大山果樹試験地

戦後間もない昭和23年2月、定例県議会において農業試験場大山果樹試験地の議案が上程された。この時の議案書は「大山村に果樹試験場の新設費百四十余万円、果樹振興費六十四万円を計上し、落葉果樹を初め広く果樹の増産指導を図らんと致しました…」と説明している。そしてこの議案は可決され、同年4月に板野郡大山村神宅字東山の地に大山果樹試験地が開設された。試験地の用地は、昭和7・8年頃不況の底に喘いでいた農村の更生対策として、農林省が助成し、地元の実業家

中川新作氏が昭和9年から10年にかけて開墾、開園された果樹園であった。しかし中川氏が情熱を傾けて拓いた果樹園も、戦中は人手不足に加えて肥料、農業などの資材も不足したためほとんど放任の状態が続き、やがてススキ、チガヤが園を覆い、松はカキの樹と丈を競い、カイガラムシなどの害虫が繁殖して廃園に近い有様であった。

試験地は敷地が約1反歩、園地が約3町歩で、うち富有、横野、愛宕などのカキ園が約2.5町歩、クリ園（銀寄）が0.2町歩で他は採草地であった。建物は北面の傾斜地を伐り拓いて15坪程の事務室兼用の収納舎が建てられた。施設および用地の状

況はつぎのとおりである。

大山果樹試験地の用地および施設

用地

敷地 8畝

果樹園 3町

施設（うち国有地6反3畝、県有地2町4反5畝）

収納舎 平屋建 瓦葺 15.0坪

農具舎 5.0〃

牛舎 4.5〃

便所 2.0〃

公舎 28.0〃

開設当時の職員は技師2、助手3、常農夫1の計6名で、主任は鈴江昇技師であったが翌年4月には異動によって下楠技師が交替し、職員数は5名となった。その後25～27年の3年間は研究員5名、技能職1名の計6名に増えたが28、29年には再び5名となった。果樹園はそのまま引き継がれたが、前述のように廃園同様の状態であったので1、2年は園の回生に全精力が傾注された。しかし戦後間もない頃のこと、トラクタやハンマーカーチなどの農業機械はもとよりなく、肥料、農薬も乏しく園の復興は並大抵の苦勞ではなかった。そのうえ経常経費と同額の30万円の財取をあげるように指示されていたために、生産される果樹の販売額では追いつかず夏はサツマイモ、冬は小麦を栽培してその販売収益をあげるなど実験どころではなかった。しかし、職員の涙ぐましい努力によって荒廃していた果樹園も2年後にはある程度かたちが整い、25年から曲りなりにもカキの摘蕾、摘果、施肥や害虫防除の実験に着手することができた。果樹園復興に対する職員のこうした努力は昭和24年度の知事表彰として報いられた。

果樹園はその後も年を追って整備され、28年にはブドウも栽植されて、試験研究も本格的に行われるようになったが、昭和30年4月果樹試験場の開設に伴って生比奈柑橘試験地と共に同試験場へ移管された。

(5) 阿波原種農場

戦前から第2次世界大戦中にかけて、農村青少年を対象に農業技術や農業経営技術の伝習を通じて心身を鍛練し、質実剛健の気風を養うことを目的



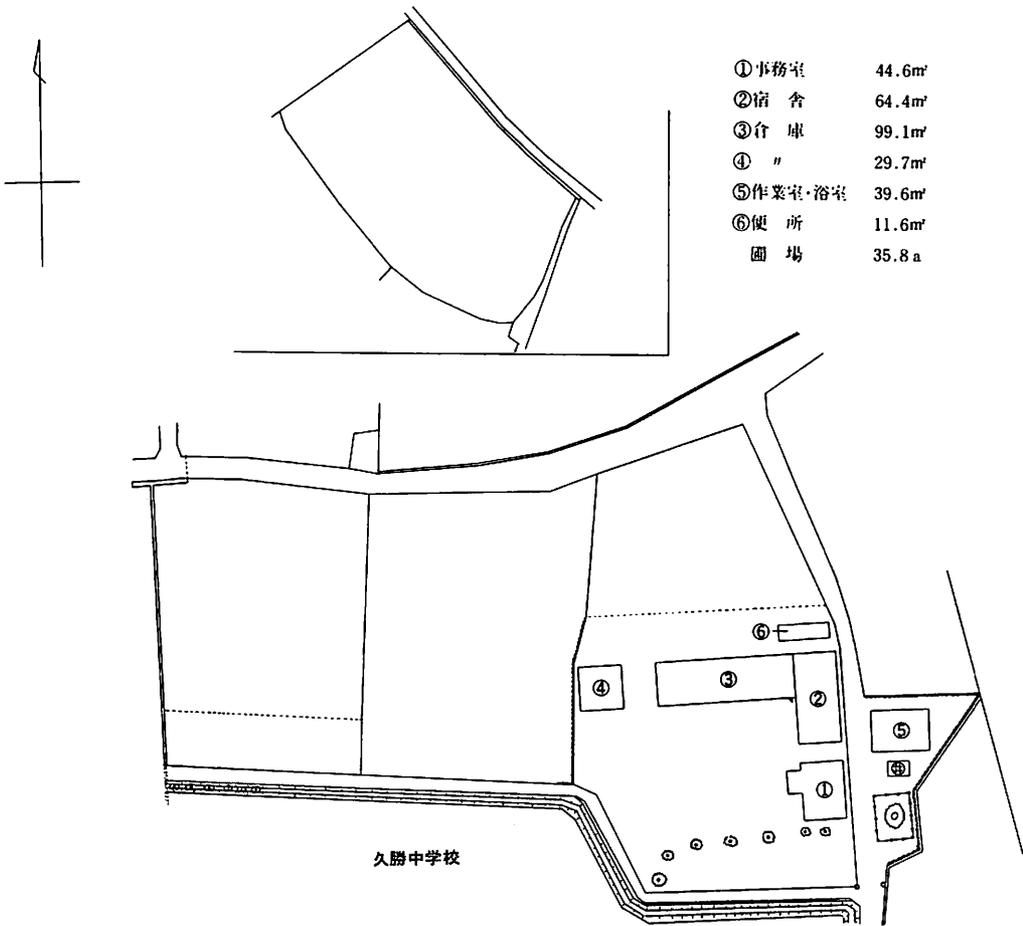
阿波原種農場の建物（事務室とセンダンの大木）

として実践的な教育を行っていた阿波郡久勝町の農民道場は大戦末期に修練農場として、板野郡板東町に移され、そのあとは戦後もしばらく放任のままであった。しかし、久勝町の地元では折角の建物や圃場をこのまま廃れさせるには忍びず有意義な利用の方法を協議していた。その結果、阿波郡は従来から水稻や麦の採種に適し、種子を生産している農家も多いことから、栽培技術指導も兼ねた原種農場の誘致を決め、これを県に働きかけた。地元の熱意に動かされた県では、阿波郡久勝町森沢の地に旧農民道場の施設、圃場をそのまま引き継いで24年秋久勝原種圃を開設した。そして同年10月に麻植郡西地区指導農場から川真田芳樹技師が着任、早速麦の種播きを行った。年が明けた25年の早春、阿部邦一知事、松浦教育長らが出席して開場式が行われ、同年の夏作から左式に業務が開始された。前述のように主任には川真田技師が任命され、他に作業員および臨時職員の3名でスタートした。職員数は30年に研究員が1名増えて3名に、40年には作業員が欠員となって1名になったこともあったが、その他の年は研究員および作業員各1名であった。しかし昭和30年代中頃までは臨時職員の採用もあってこれを含めた職員数が多い時には4名になったこともあった。

昭和32年には町村合併によって阿波原種農場と改称し、原種生産のみでなく、地域に対応した栽培試験も行ってきたが、本場の石井町移転が決まり、圃場の整備が完了した昭和44年3月に業務を本場に移して廃止された。

昭和35年当時における建物および圃場の状況は次のとおりである。

第5章 昭和時代（戦後）



第16図 阿波原種農場建物園場配置図（昭和35年10月）阿波郡阿波町森沢26番地

(6) 板東園芸試験地

板東園芸試験地は、昭和27年3月に廃止となった経営伝習農場の施設、山林、園場などを引き継ぎ、主として果樹栽培に関する試験研究を目的として、同年4月に当時の板野郡板東町広塚34番地に発足した。前身が教育的な機関の伝習農場であったため建物、施設は多く、畑・山林・原野など用地も広がった。

この試験地では一部に桃の苗木を栽植したもののその後の要望により、飼料作物の原種採種が主要な業務となり、ヒマワリ、ソルゴー（ロゾク）、パールミレット、デントコーン、スーダングラス、イタリアンライグラス、オーチャードグラス、ブROOMグラス、プレリーグラスなどの採種を行っ

た。職員の数は、開設当初は豊田壯逸技師ら研究員ばかり4名で、同年9月には普及所から多田貞市技師が赴任してきて5名となったが、翌年には再び4名になった。しかしその後間もなく、徳島市沖洲町に在った少年補導更生施設の徳島学院が敷地、施設が狭くなり適当な場所を求めていたところ、敷地も広くかつての伝習農場として教育的な施設も備えていた当試験地が着目されることとなった。当試験地は、大山果樹試験地や藍園蔬菜試験地とちがって、施設の暫定利用の感がないでもなかったようで、現実にも飼料作物の採種と園場の一般管理に追われて、試験研究の場としては程遠い状態にあったために、同学院の要望に応じて明け渡すことになり、昭和29年3月、開設わずか2年にして廃止になった。

(7) 藍住分場

吉野川下流の板野郡地方は地味肥沃で、藩政時代から阿波藍の栽培が盛んであったが、明治末期化学染料の発達と共に次第に衰微した。これに代わる作物として野菜が導入され、阪神市場を控えて蔬菜産地としての名声を高めつつあった。第2次世界大戦中は稲、麦、サツマイモなど主要食糧の生産に転換せざるを得なかったが、戦後食糧難の緩和と共に再び野菜栽培の気運が高まり、栽培面積は急速に拡大していった。しかし品種や栽培技術の面で立ち遅れ、将来への危機感が生じてきたため、その対策として当時の藍園村を中心に、野菜の試験研究機関を誘致しようとする動きがでてきた。当時30才の若さで公選2代目の藍園村の村長となった徳元四郎氏はこれをうけて肥沃な土地と立地条件に恵まれた同村を県下一の園芸農村に育て上げることを夢み、村長就任の初仕事として同村内に野菜の研究指導機関の誘致を決意した。当初の考え方としては、鮎喰町に在った農事試験場を米麦中心の試験場とし、蔬菜部門を切り離してこれを同村に誘致しようとするものであった。そこで時の県政の実力者生田宏一、太田弥三郎県議らにその意を伝えて協力を依頼すると共に阿部邦一知事に意見を具申して理解を求めた。しかし、当時はなお食糧増産第一主義、米麦中心の時代であり、蔬菜試験場を分離独立さすと言った意見は一顧だにされなかった。そこで蔬菜部門の分離独立は諦め、新しく蔬菜試験地の設置を求める方針に切り替えてこれを強く推し進めた。

昭和26年10月22日付の農事試験場園芸試験地の設置に関する陳情書(草案)は「……由来本郡における蔬菜の栽培は県下の大半を占め、之が経営の如何は直ちに農家経済の上に重大なる影響を与えるものにして、現在延面積約千参町歩に及び今後主食の統制緩和に伴い益々激増する傾向にあり、且つ又本部が往年より蔬菜の名産地であるため其の数量に於いて、又品質に於いて全国的に相当声価を博しつつある状態であるが、現在の栽培技術と経営形態について考える時、従来改善の跡が大して認められず、且つ研究の機会も少なく旧態依然としている部面もあるので、将来本郡の園芸技術の向上と経営の改善を図るため、此際蔬菜、

花卉を主体とした県農事試験場園芸試験地を板野郡に設置されるよう要望する所以であります」と述べている。

同村では試験地誘致について関係者に強く働きかける一方、試験地用地を村で買収し、これを県に無償貸与することを条件として漸く設置に漕ぎつけ、昭和27年6月、板野郡藍住町東中富舩傍示30番地の1の地に、農事試験場藍園試験地が誕生10月からはダイコンの播き付けなどの業務が開始された。

落成式は同年12月1日午前10時から、阿部邦一知事(代理)、川真田県議会議長、佐野副議長、久次米議員、地元徳元村長らをはじめ郡内町村長、農協組合長、村内関係者および県内関係者東郷総務部長、川松経済部長ら約160名が出席して盛大に行われた。黒田場長の式辞に続いて工事の経過報告、そして用地提供者6名と用地買収、斡旋に協力のあった佐竹弥平、高橋久米太郎両氏に感謝状が贈呈された。このあと知事告辞および来賓祝辞があり、富岡芳雄主任の挨拶をもって式を閉じた。

祝 辞

「徳島県立農事試験場藍園蔬菜試験地の工成り本日の佳辰を卜して県知事殿を初め、多数有志諸賢の御臨席を仰ぎ、茲に開場祝賀の式典を挙行せられますことは、私の最も欣びと感激に堪えない処であります。

本地方は吉野川が嘗々と築いた一大平野でありまして、地味肥沃の地として総ての農作物に適し殊に特殊作物は、藩政時代依り巷間に認められ、其の代表的作物として阿波藍が取り上げられ、全盛時代には阿波藩の財政を左右したとも言われて居ります。然しながら時代の変遷と共に移り変り第一次欧州大戦を境として大きな変化を来たし、化学染料の発達と共に衰微の一途を辿らざるを得なかったのであります。之に代るべき作物として蔬菜園芸の栽培が取り入れられ、農民は価格の暴落病虫害の発生等幾多の苦難を味いつつも品種の改良栽培技術の研究に、寝食を忘れて没頭し或る程度の成功を見、全盛期に於ては本県出荷量は阪神市場入荷の七割を占むる大量生産に迄発展を致し、農家経済の安定を来たして参りましたのであります。支那事変、大東亜戦争と国内情勢も大

第5章 昭和時代（戦後）

大きく変化し、之等の特殊作物は国策に順応して殆んど米麦雑穀等の主食作物栽培に転換せざるの己むなきに至ったのであります。

殊に本村を中心とする板野地方は畑作地帯であり、終戦後主食の緩和に伴い、蔬菜栽培に逐次転換しつつありますが、何分にも長い期間に亘り戦争に依る空白は品種においても栽培技術に於ても他県に立遅れの感が深く、此の儘では本県蔬菜園芸作物の前途は全く危懼すべきものがあります。近時農村恐慌を叫ばれて居ります秋換金作物の発展を図り、多角形農法を取り入れ農家経済の安定を図ることこそ目下の急務であろうと思われまことに、現状の儘では旧態依然とした栽培方法を取り、品種に於ても他県に率先する事が出来ず、従って消費者の嗜好に合わず進歩発展は到底望めない状態でありましたので、関係者一同これが打開策として品種の改良栽培技術の向進に伴う試験場の設置を念願致して居りました処、県知事殿を初め農事試験場関係者の深き御理解と地元県議会議員並びに関係者各位の御努力御援助に依り、ここに立派な試験地の開場を見ました事は吾々村民一同待望久しかっただけにこの上ない喜びに堪えません。

本試験地設立によりまして今後は、品種の改良に病虫害の防除等に昔日の憂はなく、飛躍的改良発展をもたらす事は期して俟つべきものがあると信じて止みません。特に本地方の受くる利便は甚大なるものがありまして、関係当局の御努力関係者の御協力御尽力に対して深甚なる感謝を奉げると共に、本試験地の完成を契機として蔬菜園芸を通じ益々地方産業、経済文化の発展に寄与致し度いと念願致して居ります。尚設立当初に於きましては致底望むべくもありませんが、現在の試験地は圃場の規模内容設備も未だ未だ充分とは考えられませんので将来に於きましては此れ等の設備内容拡充に格別の御高配を御願ひ致し度いのであります。

最後に本試験地設置に対し、関係町村並に用地関係者の御援助を得ましたことを併せて御礼申上げ御挨拶と致します。

昭和二十七年十二月一日

藍園村長 徳元 四郎

設立当時の試験地は総面積1町2畝2坪で、う

ち圃場が7反4畝6坪、建物は本館（17.5坪）、畜舎併設収納舎（28.0坪）それに公舎（15.0坪）でガラス室はそれから少し遅れて建てられた。その後34年には漬物タンク小屋（5.0坪）が、38年にはガラス室（30坪）が建て替えられ、さらに翌年には磔耕用のファイロンガラス室が建設された。昭和35年当時の建物および圃場の状況は下のおりである。

藍園試験地は発足して5年後の昭和32年2月1日に、藍住試験地と改称（県規則第3号）。さらに38年7月1日に藍住分場と名称を変えた（県規則第59号）。

年次別職員数は下表のとおりで、多い時には5

第10表 藍住分場の職員数の変動

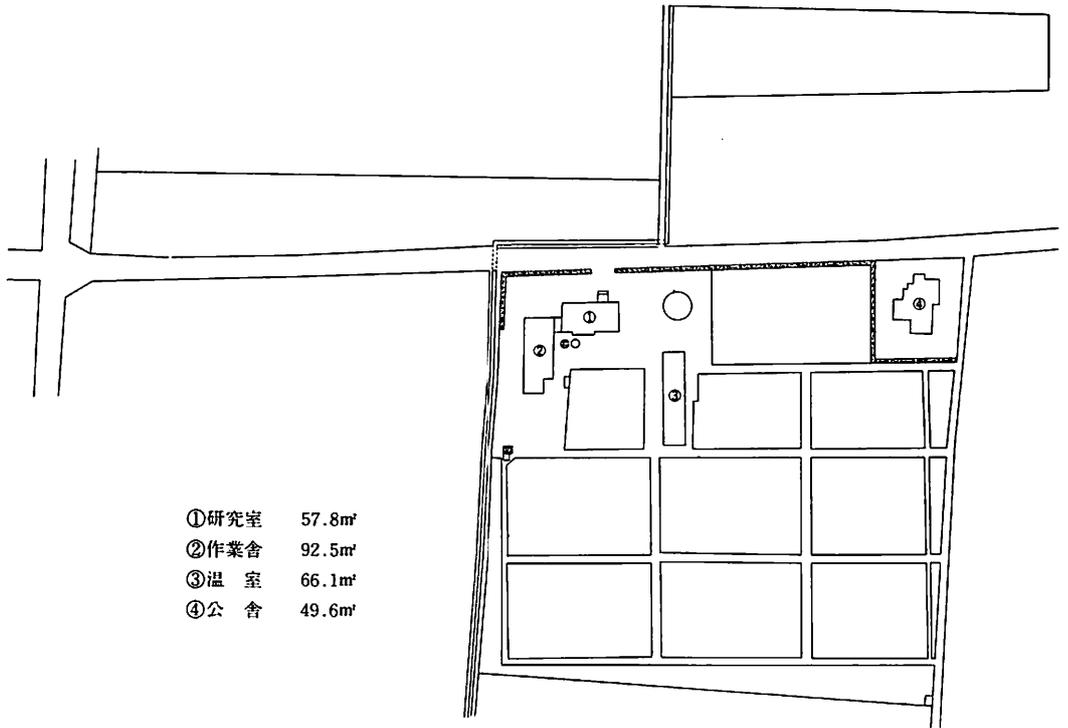
年次	27	29	33	34	35	36	43	45
	28	32				42	44	
研究職	3	4	2	3	2	3	2	1
行政職								
技能職	1	1	1	0	1	1	1	1
計	4	5	3	3	3	4	3	2

名になったこともあったが、普通3～4名であった。初代主任には富岡芳雄技師が就任、そのあと阿部泰典、安芸精市分場長らが他の職員と共にイチゴ芳玉およびシロウリ阿波みどり品種の育成をはじめ、ハウスナスの落果防止対策など多くの成果をあげた。しかし、昭和45年4月には再び試験地となった（規則第24号）。そして本場が石井町に移転、施設、圃場も拡充整備されたのを機に廃止が決まり、46年8月に開設以来19年の幕を閉じた。

昭和35年当時の建物、圃場の配置図は第17図のとおりである。

(8) 海南分場

海南郡内では、昭和24年頃から油障子によるキュウリの早出し栽培が始まり、海部郡農業振興協議会が主体となって促成野菜栽培の振興を本格的に図り始めた。これが発端となって昭和26年に海部郡川東村大字四方原に海部郡農業振興協議会海部園芸研究所が設立された。その後28年頃からビニール被覆栽培の始まりと共に、冬期における県南の温暖な気候を利用した園芸作物の栽培が盛んになってきた。しかし新しい栽培技術のため各作



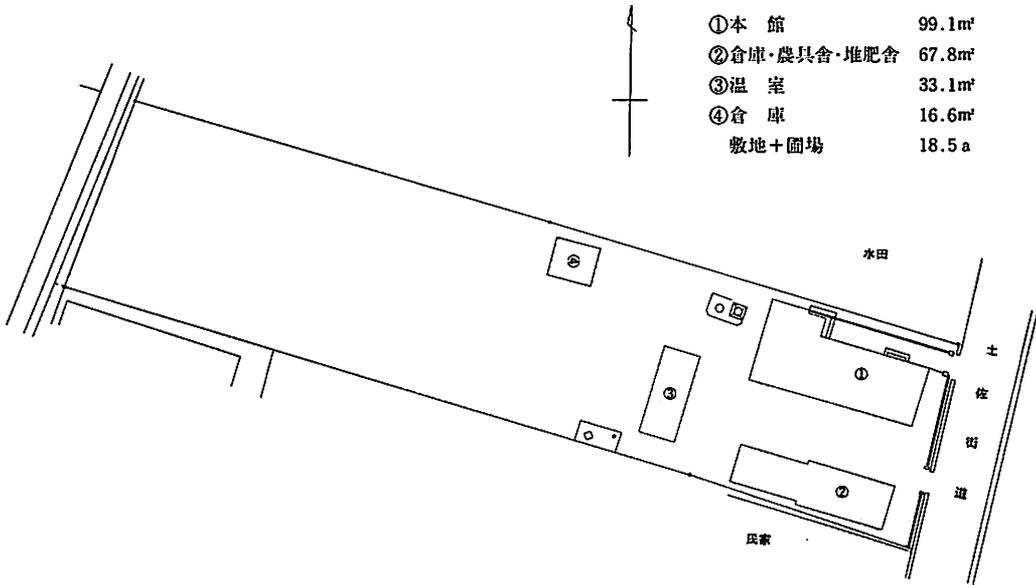
第17図 藍住分場建物圃場配置図（昭和35年8月） 板野郡藍住町東中富

目の栽培上にいろいろな問題が生じてきた。すなわち、キュウリ、トマトの早出し栽培では播種期の前進に伴う栽培法および品種の問題、海部青軸鉄砲ユリの早出し栽培における種球の自家生産の方法、パイナップルの早出し栽培技術の確立など早期解決を望む声が高まりつつあった。このような地域の農業事情を背景に、生産者および関係機関の強い要望で、昭和29年4月に海部郡農業振興協議会設立による海部園芸研究所が県に寄付され、ここに徳島県立農事試験場海部園芸試験地が開設された。そして翌30年4月には町村合併に伴い、所在地が海南町に変わり、32年2月には農事試験場の全面的な規則改正が行われたのに伴い、名称を海南園芸試験地と変更した。その後試験課題の増加などによって試験圃場が手狭になり、さらに用地が借地であったことなどから43年3月に現在地（海南町多良）に新築移転し、46年4月に試験地から分場に昇格した。現在地に移転前および後の建物、施設、圃場の状況は図示のとおりである。なお四方原の時代から併設されていた海部

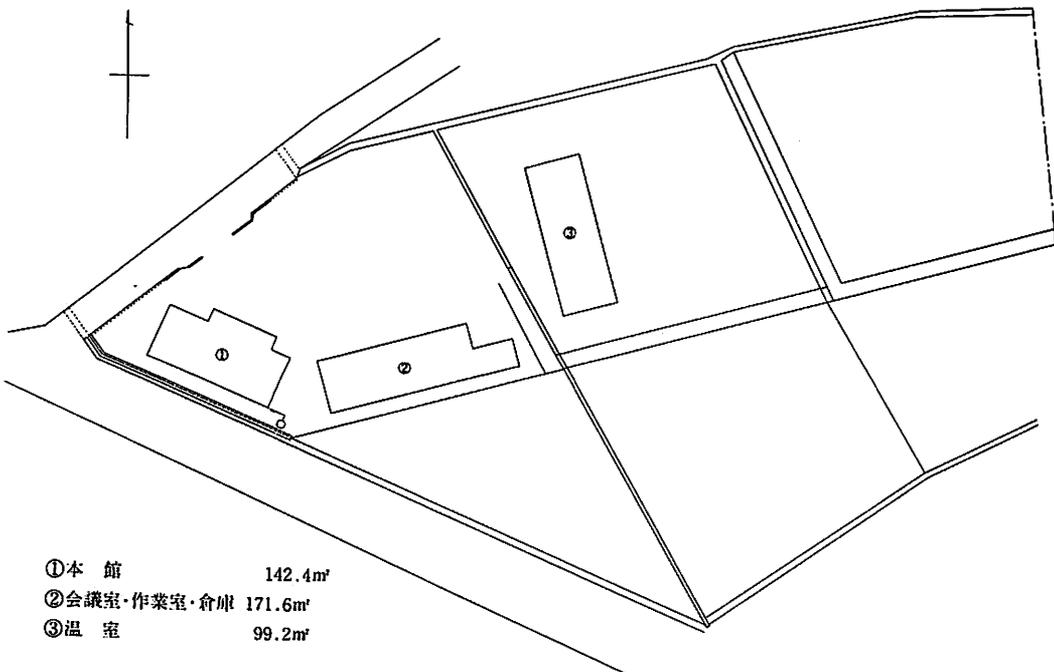
普及所海南支所は、分場と共に移転し、同じ建物の中に在って研究と普及指導が緊密に連携しながら効率を上げている。本館、作業舎ガラス室以外の現在の主要な施設はZM型鉄骨ハウス(600㎡)、鉄骨屋根型ハウス(300㎡)および育苗パイプハウス(108㎡)である。

昭和29年4月発足当時の職員は、園芸研究所の職員2名のほか主任として着任した川崎技師の3名であった。37年には松崎技師が川崎技師と交替、46年分場昇格に伴い初代分場長となったが、53年に日和佐農業改良普及所海南支所長への転出によって、川島農業改良普及所から藤井文明技術主任が着任し、さらに55年からは福岡省二分場長となった。開設から現在までの職員数の変動は下のとおりで、45年以降は研究員2名、技術員1名計3名であるが、33年から38年の6年間は研究員1名と言ったきびしい時代もあった。

第5章 昭和時代（戦後）



第18図 海南試験地配置図（昭和35年8月）海部郡海南町四方原



第19図 海南分場建物園場配置図（昭和42年7月）海部郡海南町多良

第11表 海南分場の職員数の変動

年次	29		30		31		39		45	
	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
研究職	2	1	1	1	2	2	2	2	2	2
行政職										
技能職	1	1								
計	3	2	1	2	2	3	2	3	2	3

(9) 阿南筍試験地

福井村史によると阿南市南部の筍栽培は、文化3年(1738)に岩朝勝太郎氏が導入を図り、明治末期には旧福井村の同志によって組織的な産地形成が進められ、栽培面積は60haにもなった。当時は「神戸ごえ」と称する人糞尿を遠く神戸から「こえ舟」で運んだと言われる。掘り取った筍は大八車で徳島に、また小舟で鳴門に出荷する一方味付けの罐詰加工も始められ、大正5年にはタケ

ノコ舟を仕立てて販路を大阪に開拓した。出荷はその当時から共同販売体制をとり、伝統産地の地歩を固めていったが、一方では栽培技術の向上を目指す努力も続けられた。その熱意に応じて農事試験場では、大正14年から昭和10年までの11年間現在の阿南市福井町高田で当初は試験地を置き、のちには現地委託試験のかたちで筍早期収穫試験を行っていた。その後間もなく日支事変が勃発し、続いて第2次世界大戦争が始まると、米麦など主要食糧の増産が農家の重大な使命となる一方、肥料なども不足して十分な管理、生産をあげることが困難になってきた。この状態は戦後もしばらく続いた。しかし食糧事情が好転しはじめると再び産地振興の気運が高まり、それに伴って筍専門の試験研究機関の設置を望む地元の声が高くなった。そのため県では、地元の要望に応え昭和29年に全国でも数少ない筍栽培試験地の設立を議決した。そして地元から8反7畝26歩の用地と70万円の寄付ならびに隣接の岩浅敏男氏から事務所敷地(33坪)の無償貸与を受け、事務費120万円で着工の運びとなった。しかし事情によって工事は翌年に繰り越され、さらに35万円を増額し合計155万円(うち工事請負費67万4000円)を投じて、那賀郡橘町下福井字中連93番地に開設され、31年5月29日に



第20図 阿南筍試験地建物圃場配置図(昭和30年12月)

第5章 昭和時代（戦後）

橘町福井公民館で竣工式が挙行された。開設当初は徳島県簡栽培指導所と呼称し、農業改良課の直轄であった。30年3月24日の設置概要にはその目的を「徳島県における筍の生産は、作付面積約1,000町歩に及び其の生産額は150万貫に達する本県特産野菜の代表的なものであり、早期出荷と自主的統制出荷によりその声価を維持しているが、更に出荷時期を早め品質向上して反当収量を増加するなどにより生産の飛躍的増大と、農家経済の安定のためには、科学的栽培技術の研究と普及が必要なので、本県筍生産の中心地である那賀郡福井村に県立簡栽培指導所を設置して簡栽培を育成助長する」と述べている。翌31年には農業改良課から

農事試験場へ移管され、徳島県立農事試験場簡栽培試験地と呼んだ。間もなく町村合併によって所在地が福井村から橘町となったため32年2月には橘筍試験地と名称を改め、さらに40年には阿南筍試験地と改称し現在に至っている。試験地の職員は、開設当初是那賀南部農業改良普及所の庄野所長が栽培指導所長を兼務し、他に技師および助手各1名となっていたが、実際には臨時人夫1名が管理していた。農事試験場に移管された31年からは丸尾包治技師が常駐し、他に技術員1名の2人で現在まで主として早期収穫技術、肥培管理方法および障害防止対策などの試験を実施、成果をあげている。建物および圃場の配置図は前ページのとおりで、現在も変わっていない。

第4節 運 営 組 織

1. 会議および広報

明治36年4月1日創設当時における農事試験場規程3、場員会議の第1条に「場長ハ場務ニ関シ会議ヲ開キ場員ノ意見ヲ徴ス」とあり、さらに第2条に「場員会議ハ必要ノ場合ニ於テ随時開会スルモノトス」と規定している。

古い時代の事情は明らかでないが、戦後の各部分場の責任者の会議は必要に応じ場長がこれを招集し、適宜に開催されていた。しかし、昭和52年からは毎月末に科長、分場長の定例会議がもたれるようになり、その間必要に応じて臨時会議も開かれた。また全場員による職員会議も年に数回開かれていた。昭和54年からは、試験場の運営に関

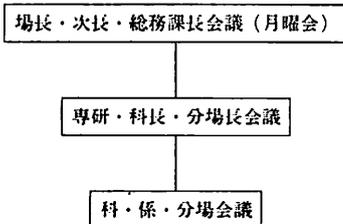
する会議は次に示したように毎週月曜朝の週間業務の打合わせを中心とした各科、分場内における話し合い、毎月末の専門研究員、科長、分場長の定

定会議（必要に応じ臨時会議）および毎週月曜日に開かれる本場管理職および、総務課長の会議（月曜日）これらを通して全場員の意見を徴し、また場運営に係わる事項の伝達などが図られている。そのため、全場員による職員会議は近年は年に1～2回に減っている。

なお、試験場の業績や出来ごとなどは年3回発行される農業試験場ニュースで対外的に紹介されているが、この他に内部の広報紙として、本場の研究員および事務職員の編集による「ひろば」を54年8月から毎月5日に発行している。この「ひろば」はB4版2ページで1面は、予算、研究課題、場の運営に係わる事項、重要会議の報告などについて場員への周知と認識の統一を図ることを目的とした記事が中心であり、2面は業務以外のでき事や職員の見解などを載せた肩のこらない談話室となっていて、58年12月現在すでに53号を発行した。

2. 委員会

農業試験場の研究報告や業務年報の発行、図書、資料の整備、管理など従来は明確な責任分担がなく、次長あるいは研究員の中で適任と見なされた



者がこれを担当していたが、その責任分担を明確にするために、昭和54年から研究報告編集、図書、環境整備委員会を設け、56年からはこれに研修委員会を加えた。各委員会の構成人員は図書および研究報告、編集委員が共に4名、研修委員3名、環境整備委員5名で、場長がこれを委嘱し、任期は一年度であるが再任も多い。

図書委員会：図書、情報の整備、管理および試験場ニュースと業務年報の編集がその大きな任務で、図書関係では、各科、分場で提出された図書購入希望にもとづいて年間の購入計画をたてている。

試験研究報告編集委員会：試験研究報告の編集を行うが、提出された論文の内容について審議し、掲載についての採択権を有する。

研修委員会：職員の資質の向上を図るため、場

員相互に、あるいは外部から講師を招いて研修会を開いているが、その年間計画の樹立や実施は研修委員がこれを担当している。なお毎年3月、四国地域の試験設計打合わせ会議を前に開催される研究成果発表会、シンポジウムなども計画、実施している。

環境整備委員会：試験場構内の環境整備に関する計画を立て、管理係あるいは全場員の協力を得て、これを実施している。構内の清掃、管理などは、4月～11月の間は管理係職員による毎月2回の芝刈りと全場職員の出役による月1回（午前10時30分より12時まで）の除草、溝掃除その他の清掃作業によって行われている。なお同委員会は試験場構内に建設される施設の場所選定、その他現状の変更に当たっては、構内の美観、環境維持の立場から審議に参画する。

第5節 原種、根粒菌などの配布

国の補助をうけて実施されてきた水稲、陸稲、大豆、トウモロコシなど主要作物の原種生産は終戦によって国の補助が打切られたが、県費によって、継続された。しかし、昭和27年の主要農作物種子法の発足にともない、再び国補事業としてとりあげられたが、この間サツマイモは21年、トウモロコシは24年、陸稲は44年で採種が打切られた。また、大豆は47年に打切られたが、水田再編対策にともなう栽培面積の増加で55年から再び原種生産が開始され、ビール麦も40年から新しくとりあげられている。このような主要作物の原種生産は、本場、富岡分場、池田分場で行われていたが25年には、原種生産専門の久勝原種圃が設置され4場所で行われたが、需要量の低下や、試験場の移転拡充にともない、44年には久勝試験地が、46年には富岡分場が吸収合併され、主として本場で対応することになった。しかしその後の需要量の増大

によって、51年から脇町で委託採種を行っている。

一方、野菜類は昭和18年の農林省の必需野菜生産確保奨励費の全国国費補助と県単事業の2本立てでダイコン、ソラマメ、ハウレンソウなどの原種生産を行ったが、国補採種は22年度で打切られたため、全部県単事業で生産を継続し、24～25年頃にはダイコン、ハクサイ、ゴボウ、キャベツ、キュウリなどの採種が行われた。

しかし、その後の民間種苗会社による優良種苗の出廻りで昭和29年以後は農試で育成されたダイコンの採種だけとなり、33年まで継続されたが以後種苗協会に移管され、現在まで継続されている。

この間30～32年、藍住分場でキュウリ、スイカの採種が行われたが新品種の採用などで中止された。また、昭和27～28年板東園芸試験地で、デントコーン、スーダングラスなど6種類の牧草の原種採種が行われている。

第6節 農業技術指導・教育

1. 農業技術の普及指導体制

農業技術浸透事務室および技術指導農場

食糧増産は戦中から戦後にかけての重大問題であったが、終戦直前の昭和20年7月、「農業技術浸透方策」が当時の農政担当者の手で立案された。この対策は終戦後若干の修正を加えて「農業技術浸透方策要綱」としてまとめられ、農政局が中心となって畜産局、全国農業会、農事試験場などがこれに加わり、昭和21年1月農政局長の知事あて通達によって発足した。

目的は農事試験場で確立した新しい技術の地域的確認を中心に新技術の圃場展示を行うと共に、農会技術員を中核に農業学校・青年学校教員、食糧検査員、実践班長などの技術を練磨することによって、そのために農事試験場に「農業技術浸透事務室」を設け、地区には5か町村に1個所の割合で「農業技術指導農場」を設置した。指導農場の総括事務は技術浸透事務室で行い、これらは農務課の所管であったが経営の主体は農事試験場で人事、雇用権も農事試験場長にあった。しかし運営は農事試験場と県農業会との共同で行われ、職員の仕事は農業会に属し、人件費は国の補助を受けて県が支出すると言った複雑な体制であった。技術浸透事務室の職員は横山与美行主任、寺尾美之、谷勇（現野々村）、三木信夫（現以西）の各氏と女子職員1名であった。また指導農場は農場長に農会技術員幹部が発令され、他に畜産技術員、それに農場によっては農会技術員の計2、3名の職員構成であった。指導農場の事務所はほとんどが町村農業会や役場内に間借りし、独立した事務所が建てられたのは赤河内農場1か所だけであった。指導農場の設置地区、圃場面積および主な目標は次のとおりである。

各指導農場の主な目標

1) 南井上

- ①主要食糧作物の増産に関する実践技術の確立と農家の耕種技術水準の向上。
- ②畜力利用の高度化と機械力の導入。

第12表—1 指導農場の概要

設置地区	設立年度	所在地	面積		
			田(反)	畑(反)	計(反)
南井上	昭和20年	名東郡南井上村	28,618	2,224	30,912
小松島	"	勝浦郡小松島町	2,024	0,200	2,224
羽ノ浦	"	那賀郡羽ノ浦町	32,222	—	32,222
富岡	21	那賀郡富岡町	31,600	4,500	36,100
新野	"	那賀郡新野町	30,325	—	30,325
赤河内	20	海部郡赤河内村	22,000	3,000	25,000
高原	"	名西郡高原村	28,000	2,000	30,000
神領	21	名西郡神領村	26,024	3,906	30,000
北島	"	板野郡北島町	27,318	9,427	36,815
藍園	20	板野郡藍園町	27,718	3,000	30,718
一条	21	板野郡一条町	20,000	10,000	30,000
市場	20	阿波郡市場町	13,521	20,816	34,407
伊沢	21	阿波郡伊沢村	18,026	14,020	32,116
牛島	20	麻植郡牛島村	30,000	10,000	40,000
川田	21	麻植郡川田町	51,506	2,500	52,006
脇	20	美馬郡脇町	36,410	5,509	41,919
西祖谷山	21	美馬郡西祖谷山村	29,701	5,018	34,719
三庄	20	三好郡三庄村	27,000	3,000	30,000

第12表—2 指導農場町村及び実践班数

農場名	関係町村名	実践班数
南井上	国府、南井上、北井上、新居	88
小松島	小松島、勝占、多家良	103
羽ノ浦	羽ノ浦、立江、坂野、今津、平島	107
富岡	富岡、見能林、中之島、宝田、長生、大野、加茂谷	151
新野	新野、橋、福井、椿、桑野	115
赤河内	赤河内、日和佐、牟岐、三岐田、阿部	60
高原	石井、浦庄、高川原、高原、藍畑、高志	144
神領	入田、阿野、鬼籠野、神領、下分上山、上分上山	132
北島	北島、堀江、大津、松茂、川内	161
藍園	志神、住吉、藍園、板東、板西	121
一条	松島、御所、大山、一条、松坂、栄	135
市場	土成、柿島、八幡、市場	108
伊沢	大保、久勝、伊沢、林	108
牛島	牛島、鶴島、森山、西尾、川島	103
川田	川田、山瀬、木屋平、中枝、三山、東山、学島	150
脇	江原、脇、岩倉、穴吹、口山、古宮、三島	175
西祖谷山	西祖谷山、東祖谷山	70
三庄	三野、尾代、花間、三庄、加茂、注、井内谷	180

- ③小家畜の導入による経営の多角化と農業生産力の向上。
- ④そ菜、特に大根の耕種改善とその加工。

2) 小松島

- ①主要食糧作物の増産に関する実践技術の確立

- と農家の耕種技術水準の向上。
- ②家畜の導入による経営の多角化。
- ③畜力、電力利用の高度化。
- ④山村地帯の果樹（柑橘、柿、栗）の栽培奨励。
- 3) 羽ノ浦
- ①主要食糧作物の増産に関する実践技術の確立と農家の耕種技術水準の向上。
- ②畜力、機械力の導入による労働生産力の向上。
- ③乳牛の導入による経営の多角化。
- ④自給飼料の増産。
- 4) 富岡
- ①主要食糧作物の増産に関する実践技術の確立と農家の耕種技術水準の向上。
- ②乳牛、小家畜の導入による経営の多角化。
- ③そ菜、果樹の優良品種の普及。
- ④柑橘病虫害の防除指導。
- ⑤畜力、機械力利用の高度化。
- 5) 新野
- ①主要食糧作物の増産に関する実践技術の確立と農家の耕種技術水準の向上。
- ②自給肥料増産による土地生産力の向上。
- ③小家畜の導入による経営の多角化。
- ④農産物の加工利用。
- 6) 赤河内
- ①主要食糧作物の増産に関する実践技術の確立と農家の耕種技術水準の向上。
- ②家畜の導入による経営の多角化。
- ③山村開墾地における柿、栗、柑橘の奨励。
- ④乳牛の導入による酪農の奨励。
- 7) 高原
- ①主要食糧作物の増産に関する実践技術の確立と農家の耕種技術水準の向上。
- ②乳牛の導入による経営の多角化。
- ③畜力利用の高度化と機械力の導入。
- ④小家畜の普及と奨励。
- 8) 神領
- ①主要食糧作物の増産に関する実践技術の確立と農家の耕種技術水準の向上。
- ②山村田畑経営の合理化。
- ③黒牛、小家畜の増殖による経営の多角化。
- 9) 北島
- ①主要食糧作物の増産に関する実践技術の確立と農家の耕種技術水準の向上。
- ②耕種作業の共同化。
- ③畜力利用の高度化と機械力導入による労働生産力の向上。
- ④自給肥料の増産による土地生産力の向上。
- 10) 藍園
- ①主要食糧作物の増産に関する実践技術の確立と農家の耕種技術水準の向上。
- ②そ菜特に大根の栽培改善とその加工。
- ③小家畜、乳牛の導入による経営の多角化。
- ④畜力利用の高度化。
- ⑤緑肥栽培等による自給肥料の増産。
- 11) 一条
- ①主要食糧作物の増産に関する実践技術の確立と農家の耕種技術水準の向上。
- ②畜力、機械力の導入による労働生産力の向上。
- ③自給肥料の増産による土地生産力の増強。
- ④小家畜導入による経営の多角化。
- 12) 市場
- ①主要食糧作物の増産に関する実践技術の確立と農家の耕種技術水準の向上。
- ②畑作経営の合理化。
- ③小家畜の導入による経営の多角化。
- ④乳牛導入による酪農の振興。
- 13) 伊沢
- ①主要食糧作物の増産に関する実践技術の確立と農家の耕種技術水準の向上。
- ②有畜農業の奨励（乳牛、豚）。
- ③自給肥料の増産と畑作の経営改善の合理化。
- ④製粉、製麺等加工奨励。
- ⑤果樹の栽培奨励（柿、栗）。
- 14) 牛島
- ①主要食糧作物の増産に関する実践技術の確立と農家の耕種技術水準の向上。
- ②乳牛、小家畜の増殖による経営の多角化。
- ③機械の導入による労働生産力の向上。
- ④自給肥料の増産。
- 15) 川田
- ①主要食糧作物の増産に関する実践技術の確立と農家の耕種技術水準の向上。
- ②家畜の導入による経営の多角化。
- ③自給肥料の増産による土地生産力の向上。
- 16) 脇
- ①主要食糧作物の増産に関する実践技術の確立

と農家の耕種技術水準の向上。

②有畜農業の普及奨励。

③山村地帯における果樹の栽培奨励（柿、梅）。

17) 西祖谷山

①主要作物の増産に関する実践技術の確立と農家の耕種技術水準の向上。

②畑作経営の合理化。

③家畜の導入による経営の多角化。

18) 三 庄

①主要食糧作物の増産に関する実践技術の確立と農家の耕種技術水準の向上。

②家畜の導入による経営の多角化。

③自給肥料の増産による土地生産力の向上。

農業技術浸透方策は上記のような組織、体制で進められていたが、この方策は州立大学を中心に教育、試験研究、普及を一元的に運用していた米国の普及事業との間に大きな隔りがあった。当時の米国におけるこの普及事業の体制はわが国の到底真似できるものではなかったが、それは別としてもこの技術浸透方策はGHQの考え方に添ったものではなかったために、昭和23年3月、GHQ天然資源局のスケン局長と永江農林大臣との会談の結果、この施策は同年4月末日をもって打切ることになり、8月には農業改良助長法の制定によって新しい協同農業普及事業が発足した。GHQの指導農場廃止のおもな理由は①利用が近隣農家に限定される。②経営主体が農事試験場で試験研究の延長である。③統制事務に関与し純粋な技術指導でない。④指導が一方的で農民の自主制によるものでない。⑤解散を指令されている農業会が事業主体である、などであった。

指導農場の廃止後は同一地区に農業改良普及事務所が置かれたところが多く、技術浸透事務室の職員は県職員となって、新設の農業改良課本務となった。また技術指導農場の職員のほとんどは食糧増産技術員に振り替えられ、のち資格を取得して農業改良普及員になった。

2. 教育・指導機関

昭和20年8月の終戦に伴ない政府はGHQの指令により、憲法が改正され、あらゆる部門において軍国主義、封建制打破のために新しい施策を講

じた。農政部門においても農地改革を筆頭に、農業会を解散して農民を組合員とする民主的な農業協同組合が設立（昭和22年）された。

農業指導においても、農業改良助長法に基づく農業改良普及事業（昭和23年）が発足した。

(1) 徳島県立農業講習所

戦前からの徳島県立農業技術員養成所は、新しく発足した農業改良普及員制度に即応すべく、昭和24年4月から2年制の徳島県立農業講習所（県規則第28号）として発足した。

教科目も農業技術部門ばかりでなく、社会学、教育学、経済学などの基礎教養科目が取り入れられ、新しく農民心理学、農村社会、普及一般、青少年クラブ、農村生活など農業改良普及活動に必要な科目と実習が付加された。

(2) 徳島県立農事試験場練習生

昭和6年に精農家養成の目的で、高等小学校卒業者を対象に1か年間教育していたが、戦後も引き続き新制中学卒業者を1か年間教育することになり、昭和40年徳島県農業大学の発足に伴ない、農業分校実科（高等課程）へと引継がれていった。

(3) 徳島県たばこ耕作技術員養成所

戦後数年を経て食糧難も緩和し、嗜好品であるタバコの需要も次第に増加し、水田輪作体系にも組み入れられるようになったが、県西部では古くから栽培されていた阿波葉は、逆に需要が減少し黄色種に切り替えの方針が立てられ、同品種を中心とした栽培技術習得のためのタバコ耕作技術員の養成が急務となり、昭和26年（県規則35号）から農事試験場池田分場で養成が開始された。しかし、昭和40年になって徳島県農業大学の発足に伴ない特用作物分校実科（専修課程）へ引継がれた。

(4) 徳島県農業大学校農業分校 特用作物分校

戦後の食糧難時代から朝鮮動乱終結後の昭和30年後半からの日本経済は飛躍の伸びを見せ「神武景気」などと言われたが、昭和32年、33年の「鍋景気」を乗り越えて昭和33年秋頃からは再び「岩

戸景気」と経済成長が続いた。鉱工業を中心とした他産業の発展は、農村から労働者を吸収し、農家の次、3男対策も一気に解消した。岩戸景気時代には新中卒者は「金の卵」とさえ言われ、農村の若手人口は急速に工業都市へと流出していった。

ふりかえって、農村においては昭和30年当初から「農業の曲り角」論が問題視されていたが、政府はこれからの農業の指針として昭和32年に「農林水産業の現状と問題点」（農林白書）を次いで「農林水産政策要綱」を発表し、日本農業の生産基盤の整備と営農改善を強調した。そして昭和36年6月には「農業基本法」（法律第127号）が設定され、国の農業長期計画が明示された。農家としてはこの長期計画に明るい未来を見出し、特に果樹畜産部門に目が向けられ、また農地の基盤整備事業も大型作業機械を駆使することにより、10年後の目標が数年にして達成することになった。

このような状況下において、徳島県はいち早く農業改良普及員、中堅農業技術者および資質の高い農業後継者の養成のあり方についてあらためて見直し、旧来の農業講習所を発展的に解消して、昭和41年3月徳島県農業大学校を設置（県条例第1号）し、新しい農業指導者の養成に当たったのである。

設立当初は農業試験場の旧農業講習所の施設を利用したが、昭和42年3月石井町石井85番地の県有地11.7haに建設竣工した新校舎ならびに施設で授業を開始した。

農業試験場にあっては本場に農業分校（実科）池田分場には特用作物分校（実科）が設置され、それぞれ授業が開始された。

文 献

- 福井村史編集委員（1956）：福井村史
 徳島県（1961）：徳島県の農業
 徳島県史編さん委員会（1967）：徳島県史 第6巻
 徳島県（1967）：農業構造改善事業の概要
 全国構造改善協会（1969）：第2次農業構造改善事業促進対策関係通達集
 徳島県農協20年史編纂委員会（1970）：徳島県農協20年史
 日本農業研究所（1971）：戦後農業技術発達史（総括編）
 徳島県（1972）：とくしまの花
 宍戸寿雄（1974）：農業と経済，40（4）
 徳島県（1974）：徳島の野菜（昭和48年実績）
 徳島県（1976）：徳島県における米生産調整および稲作転換の記録
 頼平（1976）：農業と経済，42（10）
 徳島県（1978）：農業改良普及事業30周年記念誌
 徳島県（1978）：水田利用再編対策実施要綱及び同実施要領等
 徳島県（1979）：加温施設園芸における省エネルギー技術指導資料
 徳島県果樹試験場上板分場（1979）：上板分場30年のあゆみ
 農林水産省百年史編纂委員会（1981）：農林水産省百年史，下巻
 農林水産省百年史編纂委員会（1981）：農林水産省百年史，別巻
 徳島県・徳島県植物防疫協会（1981）：徳島の植物防疫